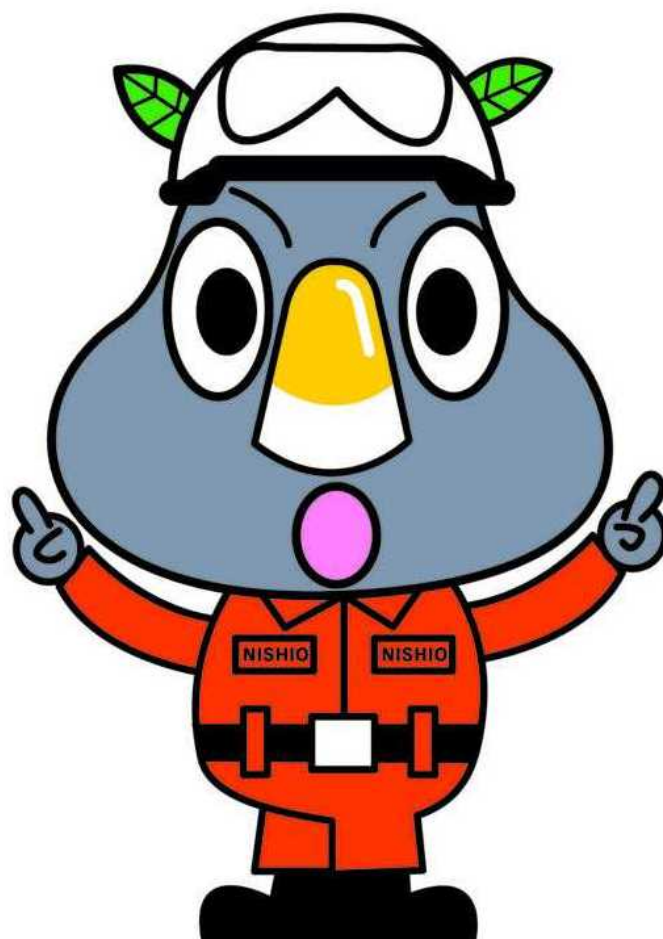


令和7年度版

自主防災会活動ガイド



西尾市防災マスコット

「ぼうサイくん」

— 目 次 —

自主防災会の意義・役割（P1～12）

- 自主防災会の必要性（自助・共助・公助の有機的連携）
- 自主防災会の活動
- 地域防災力の強化のために
- 自主防災会取組事例
- 避難所の定義

自主防災活動支援制度（P13～53）

- 補助対象物品について
- 防災訓練補助制度について
- 防災資機材等補助制度について
- 校区自主防災会連絡協議会防災訓練について
- コミュニティ助成事業の募集について

参考資料（P54～60）

- 防災訓練におけるケガや事故に係る補償制度について
- 自主防災会アンケート（例）
- 特定小電力無線トランシーバー操作方法等

自主防災会の意義・役割

■ 自主防災会の必要性（自助・共助・公助の有機的連携）

私たちの国は、その位置、島国特有の急峻な地形、地質、気象等の自然条件から、地震、台風や集中豪雨、洪水、土砂災害等による自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や構造物、建物の密集といった社会的条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがあります。

昨年8月の日本列島を縦断する台風10号では、本市において幸い人的被害はありませんでしたが、多くの地域で甚大な被害が発生し、多くの尊い命や財産が失われています。

この地域におきましても、いつ起きてもおかしくないといわれている東海・東南海・南海地震（南海トラフ地震）や伊勢湾台風クラスのスーパー台風などの大規模災害の切迫性から、行政の対応のみならず、住民自身・相互の活動体制をどのように整えるかが今後の重要な課題となっています。

従来、地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は、住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等、災害だけではなく犯罪や福祉、教育、環境等の様々な問題を解決する際に、その役割を果たしてきました。

しかしながら、現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の発展、さらには核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化等、様々な要因によって、かつての「向こう三軒両隣」という地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、地域社会とのつながりや近隣住民との結びつきが希薄になりつつあります。

一方で、頻発する自然災害や凶悪な犯罪等の多発による地域生活への不安が高まるなか、住民の地域・近隣との連携の必要性が再認識され、地域コミュニティのなかで、自発的な取り組みが進められるようになってきています。

地域コミュニティが仮に崩壊してしまうと、地域の活力のみならず、地域の安心・安全をも脅かす原因ともなることから、自主防災活動をむしろコミュニティ維持・復活の重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要です。今後、地域住民の創意工夫による主体的な活動がますます求められてきます。

住民が安心・安全に暮らせるために、頻発する自然災害から国土ならびに住民の生命、身体および財産を守ることは、行政上重要な施策であり、西尾市では重要課題として位置づけております。

しかし、ひとたび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、これまでの教訓からも明らかであるとおり、国や都道府県、市町村の対応（これを公助といいます）だけでは不十分であり、早期に実効性のある対策をとることが困難な場合が予想されます。

そこで、自分の身を自分の努力によって守る（これを自助といいます）とともに、普段から顔を合わせている地域や地域の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（これを共助といいます）が必要となってきます。

そして、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができるようになります。特に、地域で協力し合う体制や活動（共助）は、自主防災組織が担うべき活動の中核であります。

— 参考資料 —

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間（津波高30cmの到達時間）
震度7	5.1m（佐久島）	41分後（佐久島）

建物被害（全焼、全壊棟数）					
揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地 崩壊等	火災	計
約8,900棟	約400棟	約2,600棟	約20棟	約3,000棟	約15,000棟

人的被害（死者数）						
建物倒壊等	うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物	浸水・津波	うち自力 脱出困難	うち 逃げ遅れ	火災	計
約500人	約30人	約1,200人	約300人	約900人	約50人	約1,800人

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果「過去地震最大モデル」（平成27年5月修正）

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震）を重ねあわせたモデルで、愛知県及び西尾市の地震・津波対策を進めていく上で軸となる想定。

※被害予測の条件

人的被害：地震発生時刻→冬深夜5時、海岸堤防→50%又は75%沈下・崩壊、早期避難→低

建物被害：地震発生時刻→冬夕方18時、海岸堤防→50%又は75%沈下・崩壊

— 参考資料 —

令和6年度市政世論調査「災害への備え」アンケート結果

■問：発生が危惧される「南海トラフ地震」に関心がありますか。

□答：とてもある 56.8%、ややある 36.5%、あまりない 4.7%、ない 0.9%、無回答 1.1%

■問：南海トラフ地震が発生した場合、長時間の断水が予測されますが、あなたの家庭では、何日分の携帯用トイレや簡易トイレを備えていますか。

□答：7日以上 4.4%、3～6日分 20.5%、1～2日分 28.2%、備蓄していない 46.2%、無回答 0.7%

■問：災害に備え、3～7日分の飲み物や食べ物を備える必要がありますが、あなたの家庭には、何日分の飲み物や食べ物がありますか。

□答：7日以上 5.5%、3～6日分 39.2%、1～2日分 39.4%、ほとんどない 15.1%、無回答 0.7%

■問：あなたの家庭では、大きな揺れに備え、家具や家電を固定していますか。

□答：固定している 10.9%、一部固定している 49.3%、固定していない 38.7%、無回答 1.1%

■問：自宅が津波や洪水で浸水するかどうかや、土砂災害の危険性があるかどうかをハザードマップなどで確認していますか。

□答：確認している 73.1%、確認していない 25.1%、無回答 1.8%

■問：大雨や台風の時、避難準備や避難をする「警戒レベル」についてどのくらい理解していますか。

（警戒レベル…高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保など）

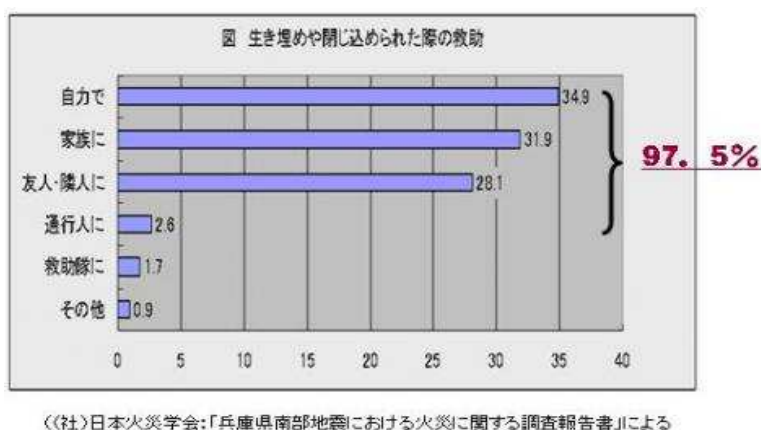
□答：十分に理解している 18.9%、理解しているが、あまり意識していない 48.4%、聞いたことはあるが、詳しくは理解していない 29.2%、全く分からない 2.3%、無回答 1.2%

■問：災害時、防災情報や避難情報を主に何で取得していますか。

□答：テレビ・ラジオ 65.6%、市ホームページ 3.1%、防災アプリ 13.5%、防災無線 5.9%、市公式 LINE アカウント 6.9%、X（旧 Twitter）・Facebook 4.0%、無回答 1.0%

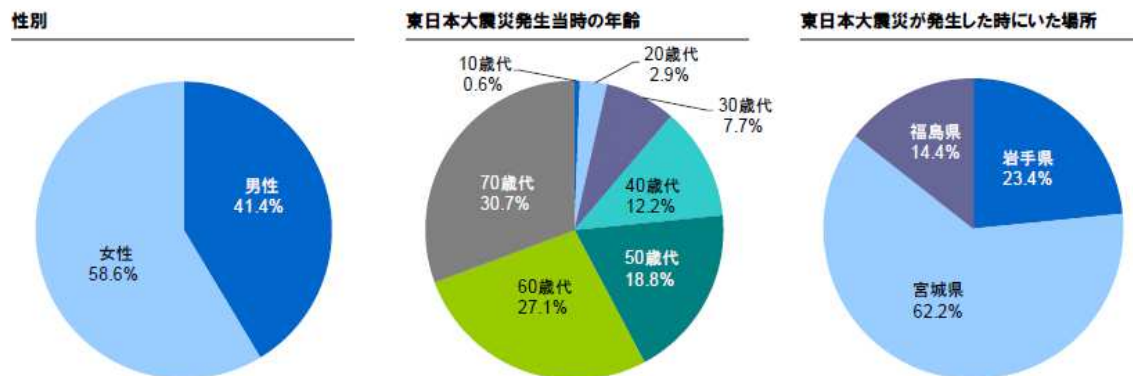
— 参考資料 —

阪神淡路大震災において、倒壊家屋や家具によって生き埋めや閉じ込められた際、誰に助けられたか。



住民アンケート調査の概要

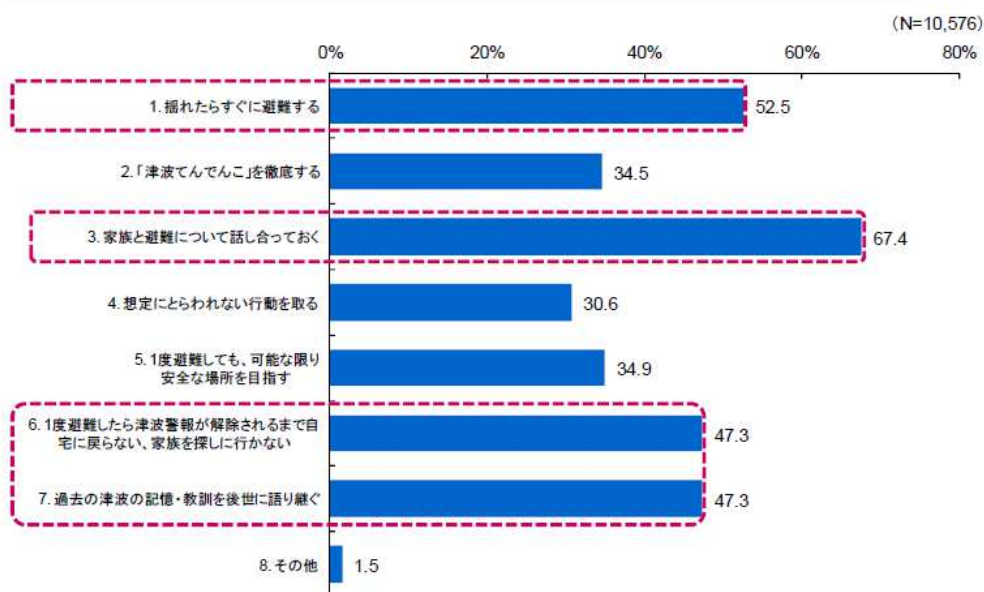
- 本調査は、東日本大震災時の地震・津波避難について、岩手県・宮城県・福島県内の津波浸水地域を含む27市町の居住者に対して、訪問留置方式でアンケートを実施したものである。
- 本資料は、調査協力を依頼した13,646人のうち、回答のあった11,400人を対象として分析・集計を行ったものである。その属性は以下のとおり。



東日本大震災を踏まえて教訓とすべきこと

- 東日本大震災を踏まえた教訓として、家族と避難について話し合うことが7割弱、揺れたらすぐに避難することが5割強、警報解除まで自宅に戻るなどしないこと・過去の記憶・教訓を後世に語り継ぐことが5割弱であった。

【問33】 東日本大震災を踏まえて教訓とすべきことは何ですか。(〇はいくつでも)



■ 自主防災会の活動

自主防災活動は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連携感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

西尾市には自主防災会は 275 団体（校区自主防災会連絡協議会 25 団体）が組織されており、人口のカバー率は、ほぼ 100 パーセントとなっています。とはいえ、自主防災組織は機能して初めて役に立つものです。

自主防災組織が機能するためには、地域住民が強制的ではなく自発的に参加できるよう、まずは一人でも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、参加のきっかけづくりをする必要があります。そして、それらの活動は継続的に取り組むことによって初めて効果を表すものですので、中長期的な活動目標を設定し、目標達成に向けた年間の活動計画を立てることが重要です。また、こうした活動目標を掲げ、計画に沿った組織活動を進めることによって構成員のモチベーションが高まり、地域防災力を向上させることが期待できます。

なお、次の表のように

「防災目標・防災対策実施計画・年間計画の作成（PLAN）」、

「緊張感を持たせた訓練の実施、防災意識の啓発を組み込んだ幅広いイベントの推進（DO）」、

「訓練・イベント終了後の成果発表と状況確認、問題点のチェック（CHECK）」、

「ハード面の充実、防災訓練の改善など、防災活動改善のための行動（ACTION）」

という、それぞれの頭文字をとった PDCA サイクルにより、一つひとつ機能を高めながら組織的に整理し、実践的な行動へと結びつけていくことによって効果を発揮します。



■ 地域防災力の強化のために

自主防災会における活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、防災訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望めます。以下、活動の例を紹介します。

① 防災知識の広報・啓発

自主防災会の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。

また、防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命・身体・財産を守るばかりではなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。特に、個々の家庭での防災対策の取り組み状況は家庭ごとに差が大きく、また防災意識や危機意識の風化によって具体的な対策に結びついていない状況がみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組まなければなりません。

② 防災訓練を実施する

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災会の防災計画に基づき実施されます。訓練の実施にあたっては、津波避難訓練など地域の実情に即した訓練内容とし、固定観念にとらわれず、応用動作ができるように取り組み、訓練の一環として家具固定アンケート（※）等を実施して、家具転倒防止の必要性も呼び掛けましょう。なお、西尾市では防災訓練実施についての補助制度を設けており、自主防災活動の活性化を積極的に推進しています。

※自主防災訓練を実施するにあたり、地域住民へ出欠席を確認する時に、家具転倒防止の啓発の一環としてアンケートも実施して下さい。

③ 自主防災組織の構成

自主防災会組織の役員が果たすべき役割は、平常時、災害時を問わず極めて重要なことから、特に会長の選任にあたりましては、複数年継続して努めていただくことが望ましいと考えられます。また、地域の自主防災組織の活動において様々な問題が挙げられるなか、早期解決するためには、

男女両方の視点を持って考える必要があります。そのため、役員の選任の際には、年齢・性別が偏ることなく老若男女バランスよく構成することが理想的です。

④自主防災会を担う人材の育成

地域防災力の維持・向上のためには地域防災を担う人材の育成が不可欠です。また、自主防災組織の活動を担う人材、とりわけリーダーは、

自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、

平常時には地域の安全点検、

防災知識の普及、

防災資機材の整備、

危険が予測される箇所や避難行動要支援者の把握、

防災訓練の指導等

を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には自主防災会を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、その育成は非常に重要です。

なお、実際に自主防災会を形成する地域の状況は、地域コミュニティが未成熟な新興住宅地や集合住宅、かつてのコミュニティが希薄になりつつある地域等、さまざまです。こうしたなかで、住民一人ひとりが防災対応の担い手であることを再認識し、住民にとって一番身近な自主防災組織が積極的に防災訓練等を行い、自主防災活動が将来も継続的に取り組まれるよう、幅広い世代に対して人材の育成を図る必要があります。

特に、少子高齢化社会においては、次世代を担う人材の育成が急務であり、子どもたちに小さな頃から防災意識を持ってもらうことが非常に重要です。このため、子どもをもつ親に働きかけ、防災訓練の参加や防災教育を通じて、早くから「自分の暮らす地域を守っていく」という意識を醸成し、次代を担う人材の育成に努めることが重要です。そのなかでも、中学生、高校生については、将来の地域防災の担い手として現時点においてもある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活躍することが期待されます。

また、人々の脳裏に刻まれた災害の記憶は、災害に対する認識、対応の差となって現れるものですので、自主防災会において、こうした災害の歴史・記録を保持し、次代に語り継いでいくこと、つまり「災害伝承」も必要です。これらによって、地域の地勢的な特徴や歴史を深く知ることができ、地域特性を踏まえた災害への備えを行うことができます。地域を良く知っている大人やお年寄りが子どもたちに教えたり、一緒に防災マップを作ることによって世代を超えたつながりの醸成も期待できるでしょう。

市民の防災意識の高揚と自主防災活動の活性化は地域住民の安心・安全な暮らしの実現のために欠くことのできないものであり、西尾市では様々な方法で自主防災活動を支援しています。

「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」意識の醸成のため、自主防災活動に積極的に取り組んでいきましょう。



⑤ 班別避難行動の提案

災害時は、自主防災会役員のみでの対応には限界があるため、日頃から顔の見える関係にある隣近所での助け合いが重要です。そこで、班別の避難行動を地域の防災体制の一例として提案します。地域住民の助け合い「共助」を地域全体で実践し、迅速な安否確認や避難支援を行いましょう。

○ 班別避難行動のメリット

- ・ 班の一時集合場所を定めることで、安全な場所へ迅速に避難できる。
- ・ 班単位で迅速な安否確認が実施できる。
- ・ 避難支援者を定め、要配慮者の迅速な避難支援ができる。



【事前準備】

① 班を編成し、班長、副班長を決める

② 班の一時集合場所を決める

班の一時集合場所を決めましょう。決める際は、災害種別（地震、洪水、土砂災害など）などを踏まえ、より安全な場所を班の中で検討しましょう。

③ 班にいる要配慮者を把握する

班の中で災害時に支援が必要な要配慮者を事前に把握しておきましょう。

④ 避難支援者を決める

要配慮者が班にいる場合は、災害時に要配慮者を支援する「避難支援者」を決めておきましょう。

⑤ 各個人宅のリスト表の作成

次頁の別紙様式を参考にリストを作成しておきましょう。

【災害発生時】

次頁のフローを基に、迅速な安否確認及び市職員への報告、要配慮者支援等を行いましょう。

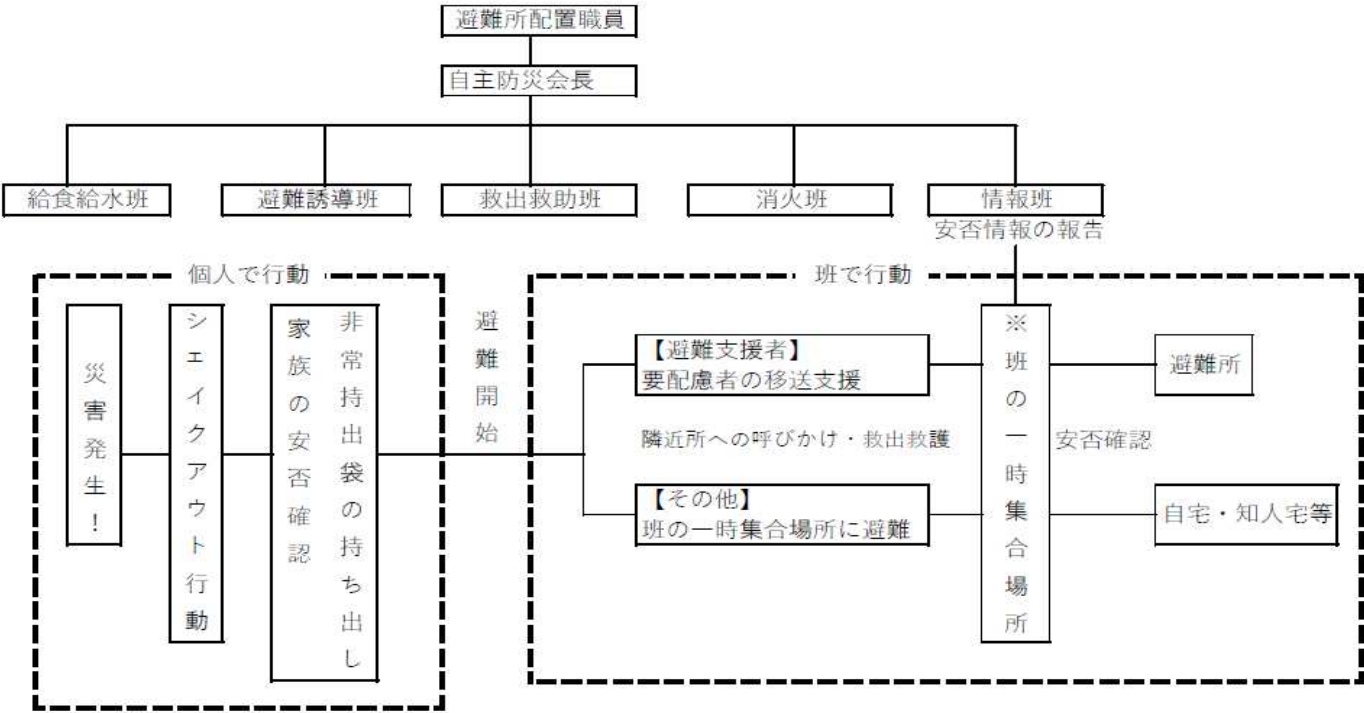
班別各個人宅リスト表

(確認済み：✓ / 不明等：不 / 要配慮者等：要)

(記入例)

番号	世帯主	家族構成 (名前)	電話番号 その他必要事項
1	西尾 太郎	防災子 (妻) ✓ 食品子 (長女) 不 担架 (祖父) ✓要	56-2111 リーダー (世帯主)
1			
2			
3			
4			
5			
6			

班別避難行動のフロー



※ 津波災害の場合	対象者	避難先
浸水想定区域内の地域については、直ちに避難する必要があることから、班の一時集合場所に集まらず、右の避難先に向かう。	避難支援者・要配慮者	津波一時待避所
	その他	浸水想定区域外⇒避難所

災害はいつ起こってもおかしくありません。
様々な想定で訓練することも大切です。



夜間の防災訓練	分類	訓練	取組み	計画
	団体名	伊藤自主防災会		

取組み概要

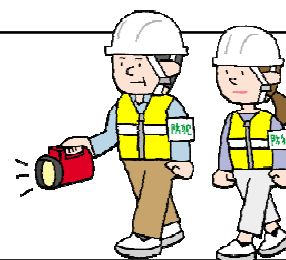
○夜間の防災訓練

- ・夜間の発災を想定し、地域への緊急放送、避難訓練を実施。
- ・夜間の避難において住民の安全確保に十分配慮して実施する。



取組みのきっかけ

- いつ災害が起こってもいいように夜間の防災訓練を企画、実行。
- 時間帯を変えることでいつもは参加できない方への参加を促す。



取組みのポイント

○夜間に避難をすることで、同じ避難路でも気を付ける点が違ってくる。

- ・夜間に避難する時の持ち物を再確認できる。
- ・夜間に避難するときの危険箇所を確認することができる。

○夜間における資機材の運搬や操作を実体験できる。

- ・資機材の収納場所や操作を夜間に実施するためには日頃の訓練が大切である。

○50～100 名程度の住民が参加

- ・いつも参加できない人も参加できる。
- ・子供たちも積極的に参加。子供会の協力のもと地域の行事として実施。

※伊藤自主防災会は令和 5 年度に地区防災計画を策定、それを基本方針として日頃の防災活動に取り組んでいます。



地域に合った避難体制、避難行動を考える取り組みです。



班別避難行動の導入	分類	訓練	取り組み	計画
	団体名	米津 12 組自主防災会		

取り組み概要

○班別避難行動

自宅近くで安否確認を迅速に行い、不明者の把握を速やかに行える体制づくり
自宅の近くに屋外集合場所(右の看板設置)を決めて、班単位で防災対応する
「共助」の小集団行動



取り組みのきっかけ

- 米津ちびっこ広場(地域で決めた一時避難地)には数々の問題がある。
- 災害弱者(避難行動要支援者)への支援が行き届く体制づくり。

※米津 12 組自主防災会が
看板を設置します。

取り組みのポイント

○大規模災害を想定した行動指針を策定

・行動指針を示すことで、具体的な避難訓練の実施が見込める。

それにより、住民ひとりひとりが災害時のことをイメージすることに繋がり、この指針に基づいた避難行動や課題について話し合うことができる。

・自宅の近くへ班ごとに集合するため、訓練に参加しやすくなり、顔の見える関係性、いざという時に助け合える関係性を構築する機会となる。

※米津 12 組自主防災会は令和 5 年度に地区防災計画を策定され、それを基本方針として日頃の防災活動に取り組んでいます。



班別避難行動の導入(大規模災害を想定した行動指針)

目的: 各個人の防災意識を高め、災害に強い地区づくりを促進する効果が期待できる!

- ・防災訓練時、実際に班別集合して頂くことで意見交換する場を設ける。
- ・自宅近くへ班毎で集合する為、訓練に参加しやすく災害時の行動を具体的に考えることが出来る。
- ・顔の見える関係性を構築する機会となり、【共助】の実効性が高まる。

⇒ 防災訓練(1回/年) 9:10~9:30(20分間)

- ・自主防災会からの展開事項など伝達
- ・“黄色い対ル作戦”の実施率up

自主防災会に期待される活動・役割

- 防災計画の策定
- 防災知識の普及
- 防災訓練の実施
- 資機材等の整備
- 災害危険箇所の是正
- 避難行動要支援者の把握

例) 大規模地震に自宅が被災したケース
(震度6強: 自宅に留まらない状況)
※津波発生なし

各家庭における対応

- 安全確保
 - ① シェイクアウト
 - ② 自身と家族の安全確保
 - ③ 家庭内の安否確認
 - ④ 火の始末(出火防止)
 - ⑤ 黄色い対ル作戦
 - ⑥ 非常持ち出し袋
- 屋外退避

班別避難行動

- 安否確認
- 被害拡大予防
 - ① 班別集合場所への屋外退避
 - ② 班内の安否確認
 - ③ 隣近所の助け合い(出火防止・初期消火)
 - ④ 災害弱者への支援
 - ⑤ 自主防災会へ安否報告
 - ⑥ 指定避難所への移動準備(避難するべき方を小集団化)
- 避難準備

大きな地震発生時には…

屋外へ退避することになる為、住居近くに明確に集合場所を決めておくことと迷わず行動できる。

自主防災活動

地域の大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境の破壊に対し、【自助】【共助】が主体の防災対応!

- 初期消火活動
- 救出・救護活動
- 負傷者の手当・搬送活動
- 安否や被害状況について情報収集
- 避難行動要支援者への避難支援
- 住民の避難誘導

【公助】による緊急対応や外部からの様々な支援物資・人材が入ってくる。(避難生活・復旧活動)

- 避難所運営
- 自治体及び関係機関の情報伝達
- 他団体への協力要請
- 物資配分・物資需要の把握
- 炊き出し等の給食・給水活動
- 防疫対策・し尿処理
- 避難中の自警(防犯)活動
- 避難行動要支援者への配慮
- ボランティア活動のニーズ把握

被災状況により変わる日常生活
・大規模火災による生活基盤の喪失
・余震による生活環境の悪化
・ライフライン途絶による生活環境の悪化
・米津橋や名鉄高架の損壊による支援遅れ
・液状化現象による避難所機能の不全

■ 指定緊急避難場所・避難所の定義

災害による危険から被災者等の身の安全を確保し、またその後の生活支援を行っていくための防災拠点として、指定緊急避難場所、指定避難所が定められています。

※各地域における指定緊急避難場所及び指定避難所を、自主防災会からも住民の皆様に周知して頂く必要があります。

「指定緊急避難場所」

災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。

「指定避難所」

災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設等。

※主に学校の体育館や公民館などの屋内施設

◆その他に、下記のような施設もあります。◆

「津波一時待避所」

津波避難は津波浸水想定区域外への移動を原則としますが、逃げ遅れた場合や遠くへ避難できない人が緊急的かつ一時的に避難する施設です。

「福祉避難所」

要配慮者のうち、特に指定避難所では生活に支障をきたすなど特別な配慮が必要な方が避難する施設。必要に応じて開設される二次的な避難所でもある。

自主防災活動支援制度

補助事業名	補助対象	補助対象 回数	補助金額 (上限)	補助率
防災訓練補助制度	自主防災会単位で防災訓練を実施する場合	年 2 回	当該年度の4月1日現在の 自主防災会所属の世帯数に より <u>2万円～5万円</u>	<u>2分の1</u>
防災訓練補助制度 (津波避難訓練)	自主防災会単位で津波浸 水区域外への避難を含む 訓練を実施する場合	年 1 回	・200世帯未満は2万円 ・200世帯以上は世帯数に 100を乗じて得た額 又は 5万円 のいずれか少ない額	
防災資機材等 補助制度	自主防災会が防災資機材 等を整備する場合	年 1 回	<u>10万円</u>	<u>3分の2</u>
校区自主防災会連絡協議会 防災訓練補助制度	校区連絡協議会が校区単 位で防災訓練を実施する 場合	年 1 回	<u>20万円</u>	<u>2分の1</u>
コミュニティ助成制度	自主防災会又は校区連絡 協議会が防災活動に直接 必要な設備等を整備する 場合	年 1 回	<u>200万円</u>	<u>10分の10</u>

*補助金額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

*コミュニティ助成事業については30万円以上の事業に限る。

補助金額について、10万円未満の端数は切り捨てとする。

■ 補助対象物品について

- ・ **補助金の対象**となる経費は**防災効果のあるもの**に限ります。

補助対象物品の例を下表に示します。

不明なものにつきましては危機管理課にご**確認**ください。

防災訓練補助制度		
項目	補助対象	補助対象外
	・ 訓練、訓練準備、訓練打合せでの使用 ・ 事務用品、資料等印刷代	・ 交付(変更)決定日前の支払い経費
訓練使用品	※訓練当日に使用するもの ・ 安否、被害等情報収集・伝達訓練：黄色いタオル ・ 消火訓練：訓練で使用後の粉末消火器の詰替費用 ・ 救出・救護訓練：ロープ、三角巾など ・ 炊出し訓練：炊飯装置などの機器の燃料費 ・ 衛生用品：訓練実施分の携帯トイレ、処理袋	
お茶代	・ 水分補給用としての お茶、ミネラルウォーター、スポーツ飲料	お弁当、おにぎり、パン、お茶菓子等
事務用品	・ 資料印刷用紙	
材料費	・ 炊出し訓練材料費（はそりやかまどなど炊飯装置等を使用して作るもので、一般的に炊出しとして認められるもの）	炊出し訓練として適さない材料費 （焼肉等炊出しとして適さないもの）
防災啓発品	防災啓発（家庭での備蓄品）としての用品 ・ 携帯用トイレ、ホイッスル など ・ 保存水や保存食（保存期間5年以上）	ゴミ袋、ティッシュペーパーなどの生活用品 飲料水や食料品（保存期間5年未満） 防災啓発品としての黄色いタオル

注意事項

- ・ 補助金を利用される場合は、物品の購入や会議室の**使用（利用申請）**前に申請書を提出してください。**（交付決定前の支払いは補助対象外となります。）**
- ・ ご不明な点は危機管理課防災担当までご確認ください。

防災資機材等補助制度		
項目	補助対象	補助対象外
	・ 防災資機材として備蓄するもの ・ 防災資機材の修理費用	・ 交付決定日前の支払い経費 ・ 防災資機材の管理費用（人件費） ・ 防災資機材の廃棄にかかる費用
防災器具庫	新設費用、移設に係る費用、防災器具庫に設置する棚 など	
消火用具	消火器、粉末消火器の詰替費用、消火器収納箱、可搬ポンプ、バケツ、ポリタンク、防火衣 など	消火器の廃棄費用
避難救出救助用具	ヘルメット、テント、ロープ、ハンマー、ジャッキ、担架、チェーンソー、車いす、リヤカー、一輪車、AED 交換パッド など	草刈機
照明用具	投光器、懐中電灯、ランタン など	
情報関係器具	無線機（特定小電力無線）、ラジオ、拡声器 など	避難所に置くテレビ
炊飯用具	ハソリ、かまど、ガスコンロ など	
衛生用品	簡易トイレ、救急医療用セット、毛布、備蓄用紙オムツ、備蓄用生理用品 など	備蓄用（長期保存可能）ではないもの
備蓄用品	保存食、保存水（保存期間 5 年以上のもの、ただし乳児用ミルクは可） など	
その他	浄水器 など	各家庭に配る啓発品 役員用の支給衣類（自主防災会の備品で貸与の場合は可） 黄色いタオル作戦のタオル

注意事項

- ・ 補助金を利用される場合は、物品の購入前に申請書を提出してください。

（交付決定前の支払いは補助対象外となります。）

- ・ ご不明な点は危機管理課防災担当までご確認ください。

■ 防災訓練補助制度について

西尾市では、自主防災会単位で実施する防災訓練に係る経費を支援する補助制度を設け、自主防災会活動の活性化を推進しています。

補助対象

自主防災会単位で防災訓練を実施する場合

補助回数

防災訓練：年度内 2 回（4 月から翌年 3 月）

津波避難訓練：年度内 1 回 津波避難浸水区域外への避難を含む訓練

補助率

防災訓練に係る必要経費（自主防災会負担分）の 2 分の 1 の金額

補助金額（上限）

当該年度の 4 月 1 日現在の自主防災会所属の世帯数により

2 万円～5 万円（1,000 円未満切捨て）

- ・世帯数 200 未満は 上限 2 万円
- ・世帯数 200 以上は 世帯数に 100 を乗じて得た額 または 5 万円のいずれか少ない額

補助金申請時期

補助対象としたい物の購入前、防災訓練日の 1 か月前のいずれか早い日付まで

申請受付場所

西尾市役所 2 階 危機管理課窓口にて受付

審査の関係上、郵送、支所での受け付けできません

ステージ①

防災訓練
企画・立案

ステージ②

防災訓練事業
補助金の申請

ステージ③

変更の場合
変更届

ステージ④

防災訓練
実施

ステージ⑤

事業実績報告
災害への備え



ステージ① 防災訓練を企画する

訓練を企画する場合には、自主防災会のメンバーとじっくり話し合って、**地域の実情に合った内容**とし、より実践的な訓練を自主的かつ積極的におこなってください。

●具体的な訓練種類（補助金申請には、①～⑩のうち2種類以上の訓練実施が必要です。）

訓練項目	訓練内容	参照
① 安否、被害等情報収集・伝達訓練	【情報収集】地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。 【伝達訓練】同報無線の屋外スピーカー、特定小電力無線トランシーバーを使用して緊急情報の伝達を行う訓練です。	班別各個人宅リスト表 特定小電力無線トランシーバー
② 集団避難訓練	班別や集団で声掛けや助け合いの避難行動をとりながら安全かつ合理的な避難経路・避難場所を確認する訓練です。 突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることができるよう準備・確認しておくことが重要です。	班別避難行動の提案
③ 個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難訓練	「避難行動要支援者名簿、個別計画」を活用する避難訓練です。 個別避難計画を基に、安全で合理的な避難経路・避難場所を要支援者と支援者と一緒に確認し、避難時の支援に反映します。 ※個人情報保護の観点から「避難行動要支援者名簿、個別計画」の取扱いには十分注意してください。	
④ 津波避難訓練 令和元年度より新設	津波警報・大津波警報発令時は、津波浸水区域外へ避難です。 避難場所までどのくらいの時間がかかるか、避難経路上で危険な箇所はないか等を実際に歩いて確認する訓練です。	西尾市ホームページ https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1010372/index.html 
⑤ 消火訓練	水消火器、粉末消火器、バケツなどの消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得する訓練です。	物品借用願 貸出資機材について
⑥ 救出・救護訓練	ロープ、簡易タンカ、三角巾、AED、ジャッキ、バール等救出・救護用資機材の使用方法を習得する訓練です。	借用願 物品借用願 貸出資機材について
⑦ 避難準備 安全確認 防災情報収集	防災訓練の日に合わせて、災害時の非常持出品準備・確認や家具の固定など住居の安全を各自、各家庭で確認 西尾市防災アプリ・NTT 災害伝言ダイヤル等操作確認	西尾市ホームページ https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1008157/1004502.html
⑧ 図上訓練(DIG)	地図上に防災施設や危険箇所などの情報を書き込み、議論することによって災害に対する地域の強みと弱点を認識する訓練です。地域の防災マップを作って自分たちのまちを知ろう ※地図の拡大コピー（A0かA1サイズのみ、枚数10枚まで） 地図の原稿を危機管理課で預かりし、お渡しは後日です。 著作権等に抵触する原稿のコピーはいたしません。	西尾市ホームページ https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/denshi/1001391/1001831.html 
⑨ 炊出し訓練	可搬式設備の炊飯装置（ハソリ、かまど等）などの資機材を有効に活用して食料を確保する訓練です。	借用願 貸出資機材について
⑩ その他	防災啓発DVDの上映、防災講話、煙体験（モクモクハウス）、保有資機材の点検および使用訓練、防災食の給食	



上の例はあくまでも一例です。従来の訓練内容にとらわれず、独自の訓練を計画してください。また、訓練で使用する資機材の貸出をおこなっています。

■提出書類

補助金の申請はしない

場合の提出書類



- ② 防災訓練実施計画書
- ④ (物品) 借用願
(資機材を借りる場合のみ必要)
- ⑤ 防災訓練等指導申込書
(消防団員等の派遣を依頼する)

補助金の申請をする

場合の提出書類



- ① 補助金等交付申請書
- ② 防災訓練実施計画書
- ③ 自主防災会運営費収支予算書
- ④ (物品) 借用願
(資機材を借りる場合のみ必要)
- ⑤ 防災訓練等指導申込書

ステージ② 補助金の申請を行う (物品等の購入前に申請してください)

■提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 防災訓練実施計画書 (補助金を申請しない場合も提出してください)
- ③ 自主防災会運営費収支予算書
- ④ (物品) 借用願 (資機材を借りる場合のみ必要)
- ⑤ 防災訓練等指導申込書 (消防団員等の派遣を依頼する場合のみ必要)

■連絡事項

令和3年度から押印不要となりました。
記入事項の訂正は、二重線で行ってください。
修正テープ等使用した書類の受付はできません。

① 補助金等交付申請書

様式第1号（第4条関係）

補助金申請時

補 助 金 等 交 付 申 請 書	
令和 〇 年 〇 月 〇 日	
（宛先）西尾市長	
〒 4 4 * - * * * *	
申請者（代表者）住所	西尾市 〇〇町△△▽▽番地
団 体 名	西尾中部 自主防災会（ 〇〇〇小校区）
校区自主防災会連絡協議会	
代表者氏名	会長 西尾 太郎
電 話 番 号	### - ### - ###
令和 〇 年度自主防災会の運営を行うため、西尾市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
交付申請額	金 ###, 000 円 （自主防災会運営費 収支予算書 収入の部より）
事業等の目的 ※実施事業の目的に ✓してください。	☒ 住民の防災意識の高揚及び啓発を図る。（防災訓練事業） ☐ 地域の実情に合った防災資機材を整備することにより、防災力の強化を図る。（防災用品の備蓄及び資機材整備事業）
事業等の内容 ※実施事業に✓してください。	☒ 防災訓練事業（ ☒ 1回目・ ☐ 2回目） ☐ 防災訓練事業（津波避難訓練） ☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 ☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業 ☒ 防災訓練実施計画書のとおり（防災訓練事業） ☐ 防災資機材等整備計画書のとおり（防災用品の備蓄及び資機材整備事業）
	世帯数： 1 # 0 世帯 （ 令和 〇 年 4 月 1 日現在 ）
添 付 書 類 ※実施事業の計画書 に✓してください。	1 ☒ 防災訓練実施計画書 ☐ 防災資機材等整備計画書（カタログ、見積書） 2 自主防災会運営費収支予算書 3 借用願等（防災訓練事業にて必要に応じて提出）

※交付決定前に購入された物は補助対象外です。

提出前の確認項目（確認後✓し、提出してください）

- ☒ 団体名は市届け出（登録）の名称です。（☒補助金交付申請書 ☒添付書類 ☒見積書）
- ☒ 自主防災会運営費収支予算書と見積書の金額は合っています。
- ☒ 見積書の物品のカタログ（内容のわかるもの）を添付しました。
- ☒ 修正テープ等の使用はありません。（訂正は二重線の取り消し線でします。）
- ☒ 申請後、審査を経て補助金等交付決定通知を受けたのちに事業を実施（補助申請する物品等の購入、支払い）します。

世帯数：A	限度額：B	支出金額：C	支出金額の1/2：D	補助金額：E
100 世帯	20,000 円	13,000 円	6,000 円	6,000 円
255 世帯	25,000 円	60,000 円	30,000 円	25,000 円
557 世帯	50,000 円	120,000 円	60,000 円	50,000 円

補助金計算方法（一例）

- ※ B は 200 世帯未満は 20,000 円 200 世帯以上は A×100 円（上限 50,000 円）
- ※ D は C×0.5（千円未満切捨て）
- ※ E は B と D のうち少ない金額

② 防災訓練実施計画書

防災訓練実施計画書

補助金申請時

(宛先) 西尾市長		令和 <u>〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日	
〒 <u>44</u> * - * * * *			
届出者 代表者住所 西尾市 <u>〇〇町△△▽▽番地</u>			
団 体 名 <u>西尾中部</u> 自主防災会 (<u>〇〇〇</u> 小校区)			
校区自主防災会連絡協議会			
代表者氏名 会長 <u>西尾 太郎</u>			
電話番号 <u>### - ### - ###</u>			
訓練日時	令和 <u>〇</u> 年 <u>5</u> 月 <u>△</u> 日 (<u>日</u>) <u>9</u> 時 <u>00</u> 分 ~ <u>11</u> 時 <u>00</u> 分	予備日	/
訓練想定	☒ 地震 ☐ 津波 ☐ 洪水 ☐ ()	補助金申請	☐ 無 ☒ 1 回目 ☐ 2 回目
訓練場所	<u>西尾市〇〇町▽▽ (〇〇町公民館地内)</u>	参加 (予定) 人員	<u>180</u> 名 (うち、避難行動要支援者 <u>3</u> 名)
訓練項目 (項目Noと訓練内容に☑する) 補助金申請には訓練項目2種類以上の訓練実施が必要です。			
☒ ①	安否・被害等情報 収集・伝達訓練	訓練 内容	☒ 防災行政無線使用訓練 使用日時 <u>5 / △</u> <u>9:00</u> 予備日 / ☐ トランシーバー操作訓練 ☐ 黄色いタオル作戦
☐ ②	集団避難訓練	訓練 内容	☐ 隣家への声掛け ☐ 避難経路の確認 ☐ 集合(避難)場所の確認
☒ ③	個別避難計画に 基づく避難訓練	訓練 内容	☒ 避難行動要支援者 <u>3</u> 名と支援者 <u>8</u> 名と共に避難訓練の 実施、避難方法を確認し、個別避難計画へ反映
☐ ④	津波避難訓練	訓練 内容	☐ 津波警報・大津波警報発令時は、津波浸水区域外へ歩いて避難 避難ルートを実際に歩いて時間とルート上の確認訓練
☐ ⑤	消火訓練	訓練 内容	☐ 水消火器 ☐ 粉末消火器 ☐ バケツ ☐ 可搬消防ポンプ
☒ ⑥	救出・救護訓練	訓練 内容	☐ 三角巾 ☐ AED 操作 ☐ 心肺蘇生 ☐ ロープ ☒ 簡易タンカ ☐ ジャッキ・ボール
☐ ⑦	避難準備訓練	訓練 内容	☐ 非常持出品準備・確認 ☐ 家具固定 ☐ 西尾市防災アプリ・NTT 災害伝言ダイヤル等操作
☐ ⑧	図上訓練 (DIG)	訓練 内容	☐ 防災マップづくり 地図上に防災施設や危険個所など情報を書き込み 地域の防災マップを作って自分たちのまちを知ろう
☒ ⑨	炊出し訓練	訓練 内容	献立名 <u>豚汁、おにぎり</u> 資機材 ☒ はそり ☒ かまど ☒ プロパンガス ☐ 炭、薪
☐ ⑩	その他	訓練 内容	☐ 防災啓発DVD上映 ☐ 防災講話 ☐ 煙道体験(モクモハウス) ☐ 保有資機材使用訓練 ☐ 防災食の給食 ☐
借用資機材	☐ 無 ☒ 有	☐ 借 用 願 貸出、返却場所 ☒ 物品借用書 貸出、返却場所	☐ 危機管理課 ☐ 各避難所防災資機材庫 ☒ 消防署(本署、一色、吉良、幡豆分署、東、西、北出張所)
訓練指導	☐ 無 ☒ 有	☐ 外部講師 講師(団体)名 ☒ (機能別)消防団 ☒ 防災訓練等指導申込書 団長事前打合せ ☒ 済	
備 考			

提出前の確認事項 (確認後☑し、提出してください)

☒ 訓練内容の○で囲ったすべての訓練の様子を写真撮影し、実績報告時に提出します。

・補助金の申請をしない場合も提出してください。

- ・訓練は各地域の実情に合った訓練を計画し、積極的に実施してください。
- ・訓練内容は、次ページを参照してください。

③ 自主防災会運営費収支予算書

補助金申請時

自主防災会運営費 収支予算書 実施事業、該当箇所に☑してください。

☑ 防災訓練事業 (☑ 1回目・□ 2回目・□ 津波避難訓練) 申請時点での金額を調べて記入

- ①訓練使用品 ②お茶代(水分補給用) ③事務用品 ④印刷費
⑤材料費(炊出し訓練メニューに応じた購入品名を記載) ⑥防災啓発品

□ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 見積書添付

- ①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具
⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

□ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業 申請時点での金額を調べて記入

- ①訓練使用品 ②お茶代(水分補給用) ③事務用品 ④印刷費
⑤材料費(炊出し訓練メニューに応じた購入品名を記載) ⑥防災啓発品

支出の部 ※交付決定のため、購入品名の記載は必要です

※金額は見積書のとおりの記入可(消費税別、消費税込の混同表記も可)

補助対象項目 項目ごとに記入	金額(円)		適用(補助対象品名) 品名を記入
	消費税別	消費税込	
②お茶代	18,000		麦茶、お水、スポーツ飲料
⑤材料費(豚汁)		12,528	豚肉、大根、人参、ごぼう、里芋、味噌
⑤材料費(おにぎり)		7,560	米、ふりかけ、塩
消費税	(8%)	1,440	
	(10%)		
小計	19,440	20,088	
合計(★)		39,528	

収入の部

	☑ 自主防災会支出金 □ 校区連絡協議会支出金	市補助金(交付申請額) 千円未満は切捨て	合計(★) 支出の部合計と同額
金額(円)	20,528	19,000	39,528

団体名 西尾中部 自主防災会 (〇〇〇 小校区)
校区自主防災会連絡協議会

チェック

- ①市補助金は千円単位ですか？また、交付申請額と同額ですか？
□ ②支出の部の項目がすべて補助金対象経費ですか？
□ ③収入の部と支出の部の計が同額ですか？
□ ④修正テープ等は使用せず、二重線で訂正していますか？

④ (物品) 借用願 (資機材を借りる場合のみ)

市役所 危機管理課 貸出用

補助金申請時

借 用 願

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(宛先) 西尾市長

借用者 (代表者) 住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地

団 体 名 西尾中部 自主防災会(〇〇〇 小校区)

校区自主防災会連絡協議会

代表者氏名 会長 西尾 太郎

電 話 番 号 ### - #### - ####

下記のとおり資機材を借用したいので、よろしくお願いします。

記

1 品名・数量

品名 (□に✓)	数量	備考
☒ 防災啓発 DVD (No. 31)	1	
☒ DVD 映写機セット (DVD プレイヤー、プロジェクター)	1	(予約時記入) DVD セット札番号
☒ スクリーン(□100 インチ ・ ☒ 80 インチ ・ □50 インチ)	1	
☐ ハソリ		
☐ かまど		
☐ 特定小電力トランシーバー		
☐ ロープ		
☐ 車いす		
☐ その他()		

2 貸出期間

借受日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (金)

返却日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (月)

3 使用理由

☒ 自主防災会(連絡協議会)防災訓練で使用するため☐ その他

- ※注意事項
- ・かまど、ハソリの使用後は十分に洗浄してから返却してください。
 - ・テント使用の際には、泥汚れなどを落とし、乾燥させてから返却してください。
 - ・故意又は過失により資機材を破損した場合は、修理費を請求させていただきます。

(借用書提出先 西尾市役所 危機管理課 防災担当 電話65-2137)

消防署 貸出用

補助金申請時

物 品 借 用 願

令和 〇 年 〇 月 〇 日

西尾市消防長 様

願 出 者 (代表者) 住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地
団 体 名 西尾中部 自主防災会 (〇〇〇 小校区)
校区自主防災会連絡協議会
代表者氏名 会長 西尾 太郎
電 話 番 号 ### - ### - ###

下記の物品の借用をお願いいたします。

記

1 品 名 ・ 数 量	借用物品に✓し、数量を記入してください。 ☐ AEDトレーナー ☐ 心肺蘇生人形 (成人、ジュニア、ベビー) ☐ 水消火器 ☐ 的 (水消火器用) ☐ コンプレッサー ☐ オイルパン ☐ 点火棒 ☒ 簡易担架セット 3 ☐ 三角巾 ☐ もくもくハウス ☐ 2トン水槽 ☐ その他	
2 使用目的・場所	使用目的 自主防災会防災訓練で使用 使用場所 〇〇〇町公民館	
3 借 用 期 間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 (土) 16 時 00 分から 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (日) 12 時 00 分まで ※受取および返却時間 9:00~12:00、13:00~17:00	
4 そ の 他	借用品については、細心の注意を払って取り扱います。 万一、借用品に破損・紛失等事故が生じた場合には、修繕費等を実費負担します。	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	
	貸 出 日	令和 年 月 日
	確 認 者	
	返 却 日	令和 年 月 日
	確 認 者	

※欄は、記入しないでください。

●貸出資機材について

※借用申請は訓練日の6ヶ月前から受付します。

貸出資機材につきましては数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

貸出場所および返却場所	市役所 危機管理課	消防署
受け取り日時および返却日時	平日 午前9時から午後5時	午前9時から午後0時 午後1時から午後5時
借用申請場所および受付開始日	市役所 危機管理課にて防災訓練日の6カ月前から受け付け	

貸出資機材

訓練項目	市役所 危機管理課	消防署
① 安否、被害等情報収集・伝達訓練	特定小電力無線トランシーバー	
② 消火訓練		水消火器、水消火器の的、コンプレッサー、オイルパン、点火棒 (水消火器の的は空のペットボトル等で代用することも可能です。)
③ 救出・救護訓練	ロープ、車いす	簡易タンカ(1セット:毛布1枚、竹2本)、三角巾(100枚セット)、AEDトレーナー、心肺蘇生人形
⑤ 炊出し訓練	ハソリ、かまど	
⑪ その他	防災啓発DVD(P23、24参照)、DVD映写機セット(DVDプレイヤー・プロジェクター)、スクリーン	モクモクハウス、2トン水槽

- ・消防署での貸出資機材は、原則として危機管理課で受付したものに限り、準備の都合上、貸出日当日の変更・追加等はできませんのでご了承ください。
- ・貸出場所は、基本的に最寄りの消防署(本署、西・一色・吉良・幡豆分署、北・東出張所のいずれか)を設定させていただきますが、資機材の種類及び在庫の有無により変更させていただくことがあります。
- ・粉末消火器を使用する場合、火気には十分注意し、後片付けをしっかりとこなってください。なお、粉末消火器は各自自主防災会で用意してください。
- ・AED操作、心肺蘇生法を実施する際には、専門知識のある指導員によって訓練をおこなってください(消防署職員による派遣指導は受け付けておりません)。なお、個別に普通救命講習を希望する場合には、直接消防署へご相談ください。
- ・水槽の水張りは自主防災会でおこなってください(緊急時の対応に支障がでるため、消防署では行いません)。また、前日に水を張る場合は、子どもの転落防止のため、ブルーシートで覆うなどして、安全管理を徹底してください。

— 防災啓発DVD等一覧 —

地震	津波	風水害	自助 共助	番号	タイトル	内容	時間
○				1	KATCH 特別番組 南海トラフ地震のリスクを知り 先進事例から学ぶ	先進的な自主防災会の取組み (西尾市下町はじめ8地区)	約 57 分
			○	2	地域の人々を戦力に	自主防災の新しい挑戦 (一般向け)	約 24 分
			○	3	問われる住民の防災力	自助・共助 地域向け	22 分
			○	4	避難所の開設・運営	一般市民向け避難所の役割、開設・運営の流れ、 東日本大震災での教訓	17 分
○	○			5	東日本大震災 被災ケーブルテレビ局が捉えた 魂の記録映像	地元テレビ局が記録した被災地の映像	131 分
		○		6	知ろう風水害 考えよう防災	(一部) 風水害について知る (二部) 愛知県政ニュース (当時のニュース等)	(一部) 34 分 (二部) 56 分
	○			7	自分の命は自分で守る	津波被害の状況、津波のメカニズム	96 分
		○		8	温暖化時代の豪雨災害	実験により分かりやすく解説	20 分
○			○	9	地震に備えて今、やるべきこと	地震の恐ろしさ、発生のしくみ、対策について解説	23 分
○			○	10	ふせごう	家具の転倒防止対策、家具の固定方法	21 分
○		○	○	11	地域で減災	ある家族の物語 自助・共助の大切さがわかる	24 分
	○		○	12	津波・命を守る心構え	津波から身を守るための行動例 片田教授の講話	20 分
○			○	13	大地震の恐怖 阪神体震災の教訓	①家具の転倒防止策、地震による火災被害 (手話付き) ②実験による家具転倒防止の効果検証	①26 分 ②20 分
	○			14	津波から生き延びるために 知る・行動する	近年の津波被害の映像 津波のしくみ	15 分
○				15	20 世紀 日本の地震災害	1891 年濃尾地震から 1995 年兵庫県南部地震 の映像記録	40 分
○			○	16	あっ！どうする？ そうなる前の防災対策	1.大震災は必ずやってくる 2.最大の備えは地震に強い家 3.防災の第一歩は家具対策から 4.被災後に備える 5.地震発生！その時どうする？ 6.町は自分たちで守る	67 分 (6 話)
○			○	17	地震だ！その時どうする？	地震なぜ起こるのか 発災時の行動	18 分
○			○	18	防災ナマズンの地震は必ずやってくる	防災アニメ 大地震が起こったときの対応について	20 分
		○	○	19	急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！	発達した積乱雲による災害・事故防止 啓発映像 小学4・5年生向け	18 分
	○			20	津波は怖い！ みんなで知ろう！津波の怖さ	東日本大震災 津波被害映像、家屋の破壊実験 人の転倒実験、津波シミュレーション	12 分
	○		○	21	津波に備える	(本編) 津波を正しく知り、避難の仕方を知る (資料編) 1.津波警報と津波注意報 2.避難の課題～災害時に陥りやすい心のワナ～ 3.地域で取り組まれる津波防災 4.緊急地震速報を使った地震・津波訓練 5.津波記録映像	(本編) 18 分 (資料編) 30 分
	○		○	22	津波から逃げる	(本編・解説編) 避難の実話に基づくアニメーション 避難者へのインタビュー 津波に関するクイズ (資料映像) 片田教授のインタビュー 津波記録映像	(本編・ 解説編) 35 分 (資料映像) 42 分
○			○	23	マグニチュード 明日への架け橋	巨大地震における人間の絆を描いた人間ドラマ	90 分

地震	津波	風水害	自助共助	番号	タイトル	内容	時間
○			○	24	パニックから逃れる方法	地震時のパニック防止策 アニメーション	24 分
			○	25	地域が主役 避難所の開設と運営のしかた	避難所の基本、安心・安全なレイアウト、 開設と受付・誘導、トイレの設置と衛生管理、 水・食料の配給、健康管理と防犯	24 分
○		○	○	26	地震・水害から命を守る 生き抜くための自助・共助	地震発生！そのとき 「自助」：自分の身は自分で守る 「共助」：住民どうしの助け合い 水害時の避難行動	24 分
○			○	27	防災教育シリーズ 命を守る！避難の3原則 第1巻：教員・教諭編 ー釜石の奇跡に学ぶー	・プロローグ ・なぜ自分で逃げる子どもが育たないのか ・姿勢の防災教育とは ・避難の3原則とは ・家庭・地域との連携 ・教師に求められる姿勢とは	(本編) 69 分 (特典映像) 8 分
○			○	28	防災教育シリーズ 命を守る！避難の3原則 第2巻：小学生編 ー釜石の奇跡に学ぶー	・プロローグ ・お作法を身につける ・自然の力は想定できる？ ・ここまで逃げれば大丈夫？ ・いざというときに逃げられる？ ・釜石の子どもたちの行動 ・まとめ	(本編) 31 分 (特典映像) 12 分
○			○	29	防災教育シリーズ 命を守る！避難の3原則 第3巻：中学生編 ー釜石の奇跡に学ぶー	・プロローグ ・お作法を学ぶ ・想定にとらわれるな ・その状況下において最善を尽くせ ・率先避難者たれ ・地域の一員としての役割 ・釜石の生徒たちの行動 ・まとめ	(本編) 29 分 (特典映像) 16 分
○			○	30	防災教育シリーズ 命を守る！避難の3原則 第4巻：家庭教育編 ー釜石の奇跡に学ぶー	・プロローグ ・釜石の小中学生の行動 ・なぜ自分で逃げる子どもが育たないのか ・子どもに何を教えるか ・避難の3原則 ・親子で何をするべきか	(本編) 29 分
○			○	31	南海トラフ地震（※多言語対応） ～時間差で起こりうる次の地震への備え～	南海トラフ地震が発生した際に発表される南海トラフ 地震臨時情報やその時にとるべき防災対応について説 明します。	(本編) 22 分
○			○	32	市民防災ドラマ ぼくらが救った命 市民トリアージ (にしおロータリークラブ)	中学生による市民トリアージをテーマに減災につい て考える ※トリアージ・・・傷害の程度によって治療の優先 度を判断すること	10 分
	○	○	○	33	吉良さんが守る！	壱 吉良さん現る 伍 津波避難タワー 弐 ハザードマップ 六 備えあれば憂いなし 参 水平避難と垂直避難 付録 吉良上野介 本真尼 四 避難袋と備蓄	30 分
○			○	34	日本の災害対策	1 自然災害が多発する日本 2 災害対策基本法と関連制度 3 日本の防災対策の現況 4 災害対策の取り組みが生かされた事例 5 防災における今後の課 6 災害関連法制度の改正ポイント 7 今後想定される災害と対策 8 国際貢献	35 分
○	○			35	東日本大震災 いわき市復興のあゆみ 2014	いわき市の復興のあゆみ	22 分
○	○			36	東日本大震災 いわき市復興のあゆみ 2015	いわき市の復興のあゆみ	21 分
○		○		37	デジタル防災紙芝居 現代に生きる若者よ、力強く生き抜け！	【地震編】1944年東南海地震・1945年三河地震 の証言より 【台風編】1959年伊勢湾台風の証言より	30 分
				図 書 2	つくって役立つ！ 防災工作	水・電気・ガスが使えないくらしを考える	書籍

⑤ 防災訓練等指導申込書 (消防団員等の派遣を依頼する場合のみ必要)

補助金申請時

防災訓練等指導申込書

令和 〇 年 〇 月 〇 日	
(宛先) 西 尾 市 長	
申込者 (代表者) 住 所	西尾市 〇〇町△△▽▽番地
団 体 名	西尾中部 自主防災会(〇〇〇 小校区) 校区自主防災会連絡協議会
代表者氏名	会長 西尾 太郎
電 話 番 号	### - ### - ####
日 時	令和 〇 年 〇 月 〇 日 (日) 9時00分から11時00分まで
場 所	防災訓練実施場所など指導希望の場所を記入 〇〇〇町公民館
目 的	☒ 自主防災会防災訓練のため ☐ その他
指 導 者	☐ 一 色 ☐ 吉 良 ☐ 幡 豆 ☒ 機能別 消防団 〇〇〇 分団 (5 名)
指導の内容	☒ 簡易タンカ の取扱い方法 ☐ その他
訓練の概要	別紙防災訓練実施計画書のとおり
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄には記入しないこと。

- 消防団又は機能別消防団の派遣を希望する場合には、必ず各団責任者と自主防災会で事前に指導申込内容の打ち合わせをおこなってから申請してください。

各団責任者の問合せ先

消防本部 総務課 消防団担当 TEL0563-56-2126

日程調整の都合上、1ヶ月以上前までに訓練内容、派遣希望人数等を防災訓練等指導申込書に記入して提出してください。

また、訓練指導で使用する資機材等は自主防災会で用意してください。

- 防災ボランティア団体による訓練指導や防災講話を希望する場合には、団体のチラシ等を参照して直接依頼をしてください。

補助金等交付決定通知書

書類受付後、審査を行い、適正な申請と認められた場合は、「補助金等交付決定通知書」を後日郵送します。

届きましたら大切に保管し、訓練資材の購入等に着手してください。

様式第2号
(第5条関係)

補助金等交付決定通知書							
文書番号	→ 7 西 危 第 2 号						
補助金等交付決定日	→ 令 和 7 年 1 月 日						
自主防災会 会長 様 西尾市長 中 村 健 令和7年1月 日 付けで交付申請のありました、令和 7 年度西尾市自主防災会 運営費補助金については、西尾市補助金等交付規則第5条の規定により、下記の とおり交付することに決定します。 記 <table border="1"> <tr> <td>交付決定額</td> <td>金20,000円</td> </tr> <tr> <td>事業等の名称</td> <td>防災訓練事業</td> </tr> <tr> <td>交付条件</td> <td> 1 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。 2 補助事業の遂行にあたっては、西尾市補助金交付規則に従わなければならない。 3 市長又は、市長の委託を受けた職員が補助事業遂行のためにする指示又は、通達を遵守しなければならない。 </td> </tr> </table>		交付決定額	金20,000円	事業等の名称	防災訓練事業	交付条件	1 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。 2 補助事業の遂行にあたっては、西尾市補助金交付規則に従わなければならない。 3 市長又は、市長の委託を受けた職員が補助事業遂行のためにする指示又は、通達を遵守しなければならない。
交付決定額	金20,000円						
事業等の名称	防災訓練事業						
交付条件	1 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。 2 補助事業の遂行にあたっては、西尾市補助金交付規則に従わなければならない。 3 市長又は、市長の委託を受けた職員が補助事業遂行のためにする指示又は、通達を遵守しなければならない。						

備考

- 1 補助事業等の計画変更をする場合は、補助事業等計画変更届を提出すること。
- 2 補助事業等が完了したときは、完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助事業等実績報告書を提出すること。
- 3 補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を提出すること。

補助金等交付決定通知書の日付が交付決定日です。
各事業の開始日は交付決定日以降です。(事業開始日)

- ・補助の対象となるのは、自主防災会が行う防災訓練の経費に対するものです。宛名のある領収書を提出してください。(セルフレジ等での発行時お気を付けください。)
- ・購入の際は補助金等交付決定を受けたもの(収支予算書にあるもの)のみで会計してください。(補助対象経費ではないものとは必ず分けてください。)

ステージ③ 補助金の変更申請を行う (申請内容が変更になる場合のみ)

訓練の中止や延期、訓練資材など申請時の内容に変更が生じる場合は、**事前**に**危機管理課**へ**相談**し変更の手続きをしてください。

■提出書類

- ① 補助事業等計画変更届
- ② 自主防災会運営費収支変更予算書

① 補助事業等計画変更届

様式第3号(第8条関係)

変更申請時

補 助 事 業 等 計 画 変 更 届		
令和 〇 年 〇 月 〇 日		
(あて先) 西尾市長		
〒 4 4 * - * * * *		
申請者 (代表者)住所	西尾市 〇〇町△△▽▽番地	
団 体 名	西尾中部 自主防災会(〇〇〇 小校区)	
校区自主防災会連絡協議会		
代表者氏名	会長 西尾 太郎	
電 話 番 号	### - #### - ####	
令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 〇 西危第 ## 号で補助金等の交付決定を受けた 令和 〇 年度西尾市自主防災会運営費補助金を次のとおり計画変更したいので、西尾市補助 金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり届けます。		
記		
1 計画変更の内容		
区 分	当初計画	変更計画
補助金額	1 9 , 0 0 0 円	1 8 , 0 0 0 円
2 計画変更の理由		
炊出し訓練のメニューを豚汁のみとし、食材費の減少 新たに炊出し訓練用の燃料費を補助対象としたいため		
添付書類	☒ 収支変更予算書 (見積書等変更の根拠となる書類)	

※当初計画(交付決定済)に無く、変更交付決定前に購入した物は補助対象外です。

提出前の確認項目(確認後☑し、提出してください)

- ☒ 補助事業等計画変更届は、補助事業の完了前(実績報告前)の提出です

② 自主防災会運営費収支変更予算書

変更申請時

自主防災会運営費 収支変更予算書 実施事業、該当箇所に☑してください。

☒ 防災訓練事業 (☒ 1回目・☐ 2回目・☐ 津波避難訓練) 申請時点での金額を調べて記入

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 見積書等(金額の分かるもの)添付

①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具 ⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業 申請時点での金額を調べて記入

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

支出の部 ※補助事業等計画の変更は内容がわかるように記入します

補助対象項目 当初計画の順に記入	金額(円) ※金額は見積書のとおりの記入可			適用(補助対象品名) 当初計画と同じ場合省略可
	当初計画	変更計画	増減	
②お茶代	18,000	18,000	0	
⑤材料費(豚汁)	12,528	12,528	0	
⑤材料費(おにぎり)	7,560	0	△7,560	取りやめ
①訓練使用品	0	5,000	5,000	炊出し訓練用プロパンガス
消費税	(8%)	1,440	1,440	0
	(10%)	0	500	500
合 計(★) 収入の部合計と同額	39,528	37,468	△2,060	

収入の部

区分	当初計画(円)	変更計画(円)	増減(円)	適用
☒ 自主防災会支出金	20,528	19,468	△1,060	
☐ 校区連絡協議会支出金				
市補助金千円未満は切捨て	19,000	18,000	△1,000	
合 計(★) 支出の部合計と同額	39,528	37,468	△2,060	

団体名 西尾中部 自主防災会 (〇〇〇 小校区)

校区自主防災会連絡協議会

変更前は、交付申請時に提出した自主防災会運営費 収支予算書を参照します。

ステージ④ 防災訓練を実施する

実際に防災訓練を実施します。

訓練のための訓練とならないよう、シナリオや固定観念にとらわれず、応用動作ができるよう実践的に取り組みましょう。

ステージ⑤ 実績報告を行う

補助金実績報告書の**提出期限**は訓練日または訓練資材の最終領収日の**30 日以内（期限厳守）**です。

期限内に提出されない場合は補助金の交付ができなくなります。

提出先：西尾市役所 危機管理課窓口

提出書類の審査をするため、郵送や支所での提出はお受けできません。

■提出書類

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 自主防災会運営費収支精算書
- ③ 請求書（内訳書）の写し
- ④ 領収書の写し（自主防災会宛の記載があるもの）
- ⑤ 訓練種目ごとの写真（実施した訓練種目ごとに 1 枚以上）
- ⑥ 補助金等交付請求書

■注意事項

記入事項の**訂正**は、**二重線**でしてください。

押印（訂正印）は不要です。

修正テープ等の使用がある書類は**受け付け**ることが**できません**。

① 補助事業等実績報告書

様式第5号（第9条関係）

実績報告時

補助事業等実績報告書 令和 〇 年 〇 月 〇 日 （宛先）西尾市長 補助事業者等（代表者）住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地 団 体 名 西尾中部 自主防災会（ 〇〇〇 小校区） 校区自主防災会連絡協議会 代表者氏名 会長 西尾 太郎 電 話 番 号 ### - ### - ### 令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 〇 西危第 ## 号で補助金等の交付決定を受けた令和 〇 年度自主防災会運営事業が完了したので、西尾市補助金等交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。 記	
実 施 場 所	西尾市〇〇町▽▽（〇〇町公民館地内）
実 施 期 間	着手 令和 〇 年 〇 月 〇 日 完了 令和 〇 年 △ 月 ▽ 日 （着手：補助金等交付決定通知書の日付）（完了：防災訓練実施日または領収書の日付）
事 業 の 名 称 ※実施事業に✓してください。	☒ 防災訓練事業（ ☒ 1回目 ・ ☐ 2回目 ） ☐ 防災訓練事業（津波避難訓練） ☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 ☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業
事業等の実績と成果 防災訓練参加人数 175 人 個別避難計画に基づき避難訓練を実施したところ、支援方法の確認ができた。 各世代が協力し合い、防災資機材のはそりの使用確認と、多人数の食料確保の訓練ができた。	
添 付 書 類	1 収支精算書 2 請求書（内訳書）及び領収書の写し 3 ☒ 各訓練項目の写真（防災訓練事業） ☐ 購入物品全ての写真（防災用品の備蓄及び資機材整備事業） 4 補助金等交付請求書

補助事業等実績報告書の補助金交付決定番号等は、「補助金交付決定通知書」の右上に記載されている番号および日付（通知日）を記入してください。

実施期間は、【着手】「補助金等交付決定通知書」の日付
【完了】訓練日又は領収書の最終日のうちいずれか遅い方の日付

② 自主防災会運営費収支精算書

実績報告時

自主防災会運営費 収支精算書 実施事業、該当箇所に☑してください。

☒ 防災訓練事業 (☒ 1回目・☐ 2回目・☐ 津波避難訓練)

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業

①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具 ⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

支出の部 ※交付決定のため、購入品名の記載は必要です

補助対象項目 項目ごとに合計金額で記入	金額(円)		適用(補助対象品名) 品名を記入
	消費税別	消費税込	
②お茶代	18,000		麦茶、お水、スポーツ飲料
⑤材料費(豚汁)		12,528	豚肉、大根、人参、ごぼう、里芋、味噌
①訓練使用品	5,000		炊出し訓練用プロパンガス
消費税	(8%)	1,440	
	(10%)	500	
小計	24,900	12,528	
合計(★) 収入の部合計と同額		37,428	

収入の部

	☒ 自主防災会支出金 ☐ 校区連絡協議会支出金	市補助金(交付請求額) 千円未満は切捨て	合計(★) 支出の部合計と同額
金額(円)	19,468	18,000	37,468

団体名 西尾中部 自主防災会 (〇〇〇 小校区)
校区自主防災会連絡協議会

「自主防災会運営費収支予算書」や「自主防災会収支変更予算書」を基に、領収書を確認しながら実績値を記入してください。

チェック

- ☐ ①市補助金は千円単位ですか？また、交付申請額と同額ですか？
- ☐ ②支出の部の項目がすべて補助金対象経費ですか？
- ☐ ③収入の部と支出の部の計が同額ですか？
- ☐ ④修正テープ等は使用せず、二重線で訂正していますか？

③ 請求書（内訳書）の写し

- ・請求書（内訳書）の宛名は自主防災会名です。
補助の対象となるのは、自主防災会が行う防災訓練の経費に対するものです。
- ・領収書に領収証明細で品名、個数等内訳が全て記載のある場合のみ、請求書（内訳書）は不要です。

④ 領収書の写し

- ・領収書の宛名は自主防災会名です。
補助の対象となるのは、自主防災会が行う防災訓練の経費に対するものです。
宛名のある領収書を提出してください。（セルフレジ等での発行時お気を付けてください。）
- ・補助対象経費の請求書と領収書の提出をしてください。
- ・購入の際は補助金等交付決定を受けたもの（収支予算書にあるもの）のみで会計してください。（補助対象経費ではないものとは分けてください。）

⑤ 訓練種目ごとの写真

- ・実施した訓練種目ごとに1枚以上の写真を撮影し、提出してください。
- ・プリンターで印刷したもので結構です。

⑥ 補助金等交付請求書

様式第6号（第10条関係）

実績報告時

補助金等交付請求書

令和 〇年 〇月 〇日

（宛先）西尾市長

補助事業者等（代表者）住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地

団体名 西尾中部 自主防災会（〇〇〇小学校区）

校区自主防災会連絡協議会

代表者氏名 会長 西尾 太郎

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

西尾市補助金等交付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 〇〇, 〇〇〇 円
事業等の名称 ※実施事業に✓ してください。	☒ 防災訓練事業（ ☒ 1回目 ・ ☐ 2回目） ☐ 防災訓練事業（津波避難訓練） ☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 ☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業
交付決定通知	令和 〇年 〇月 〇日 〇 西 危 第 〇〇 号
交付決定額	金 〇〇, 〇〇〇 円 （補助金等（変更）交付決定通知書（変更）交付決定額）
受領済額	金 0 円
備考	本事業における西尾市自主防災会運営費補助金の交付について、補助金振込先にお振込みください。 補助事業者等と補助金振込先の口座名義が異なる場合、口座名義のものを代理人として、西尾市自主防災会運営費補助金の受領の権限を委任します。 補助金振込先 〇〇△△ 銀行・農協・信金 〇〇〇 本・支 店 普通 ・ 当座 口座番号 No. 〇 1 2 3 4 1 0 フリガナ マ ル マ ル ジ シ ュ ホ ウ サ カ イ カ イ チ ヨ ウ 口座名義 〇〇自主防災会 会長

- ・ 補助金振込口座の確認のため、**通帳の写し（コピー）を提出**してください。
- ・ 提出書類の審査後、適正であると確認できた場合に補助金を指定口座へ振込みます。
- ・ 書類提出後約1ヶ月後が目安です。入金確認するまでは通帳の**名義変更はお控え**ください（口座名義に相違などがあり入金が遅れる場合があります）。

ステージ⑥ 訓練結果を検証し、災害に備える

訓練結果を参加者で話し合い、必要な改善を加えて今後のステップアップにつなげてください。

また、災害時には的確な判断力と迅速な行動力が求められます。

訓練で習得した知識や技術を高度活用して、いざという時も機動的に対応できるよう普段から備えておきましょう。

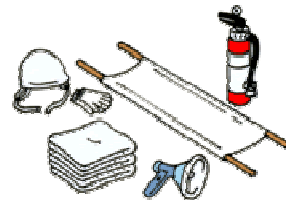
■その他事項

- ・ **申請書類**は西尾市ホームページ (<http://www.city.nishio.ichi.jp/>) からダウンロードすることができます。

トップページ→「暮らし・手続きトップ」→「防災・災害」→「自主防災会」→「防災関連各種申請書」→「申請書」

- ・ 自主防災会の**防災訓練補助制度**に関する書類（**事業実施前**に提出）
- ・ 自主防災会運営費補助金に関する書類（補助金額に**変更が生じた**際に提出）
- ・ 自主防災会運営費補助金に関する書類（**事業実施後**に提出）

■ 防災資機材等補助制度について



西尾市では、自主防災会が防災資機材等を整備する場合の補助制度（平成26年度より創設）を設け、地域の実情に合った防災対策の構築と自主防災活動の活性化を推進しています。

補助対象

自主防災会が防災資機材等を整備する場合

補助回数

年度内1回（4月から翌年3月）

補助率

防災資機材等整備に係る経費（自主防災会負担分）の **3分の2** の金額

補助金額（上限）

10万円

補助金申請時期

防災資機材等を整備（購入）する前

申込受付場所

西尾市役所2階 危機管理課窓口にて受付

審査の関係上、郵送、支所での受け付けできません

ステージ①

防災資機材
等の検討

ステージ②

補助金の
交付申請

ステージ③

変更の場合
変更届提出

ステージ④

防災資機材
の購入

ステージ⑤

事業実績報告
防災訓練等で活用

ステージ① 整備する防災資機材等を検討する



自主防災会のメンバーでじっくり話し合い、自分たちの地域に本当に必要な資機材は何なのかを検討してください。

防災資機材等補助制度の補助対象物品についての資機材は一例です。
地域で検討して必要であるとされた防災資機材についてはご相談ください。

ステージ② 補助金の申請をおこなう（物品等の購入前に申請してください）

補助金の申請は、防災資機材等を購入する前に危機管理課窓口にて市の予算の範囲内において受付けます。

防災資機材等を購入した後の申請や郵送、支所での受付けはできませんのでご了承ください。

なお、補助金の申請は年度内に1回のみおこなうことができます。

補助金上限額に達していない場合でも、同一年度の複数回申請はできませんのでご承知ください。

■提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 防災資機材等整備計画書
- ③ 自主防災会運営費収支予算書
- ④ カタログの写し（購入物品の内容のわかるもの）
- ⑤ 見積書の写し（自主防災会宛の記載があるもの）

■連絡事項

記入事項の訂正は、二重線でしてください。

押印（訂正印）は不要です。

修正テープ等の使用がある書類は受け付けることができません。

① 補助金等交付申請書

補助金申請時

様式第1号（第4条関係）

補 助 金 等 交 付 申 請 書	
令和 <u>〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日	
(宛先) 西尾市長	
〒 <u>44*</u> - <u>****</u>	
申請者 (代表者) 住所	西尾市 <u>〇〇町△△▽▽番地</u>
団 体 名	<u>西尾中部</u> 自主防災会 (<u>〇〇〇</u> 小校区)
校区自主防災会連絡協議会	
代表者氏名	会長 <u>西尾 太郎</u>
電 話 番 号	<u>###</u> - <u>####</u> - <u>####</u>
令和 <u>〇</u> 年度自主防災会の運営を行うため、西尾市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
交付申請額	金 <u>##, 000</u> 円 (自主防災会運営費 収支予算書 収入の部より)
事業等の目的 ※実施事業の目的に ✓してください。	☐ 住民の防災意識の高揚及び啓発を図る。(防災訓練事業) ☒ 地域の実情に合った防災資機材を整備することにより、防災力の強化を図る。(防災用品の備蓄及び資機材整備事業)
事業等の内容 ※実施事業に✓してください。	☐ 防災訓練事業 (☐ 1回目・ ☐ 2回目) ☒ 防災訓練事業 (津波避難訓練) ☐ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 ☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業
	☐ 防災訓練実施計画書のとおり (防災訓練事業) ☒ 防災資機材等整備計画書のとおり (防災用品の備蓄及び資機材整備事業)
	世帯数: <u> </u> 世帯 (令和 <u> </u> 年 4 月 1 日現在)
添 付 書 類 ※実施事業の計画書 に✓してください。	1 ☐ 防災訓練実施計画書 ☒ 防災資機材等整備計画書 (カタログ、見積書) 2 自主防災会運営費収支予算書 3 借用願等 (防災訓練事業にて必要に応じて提出)

※交付決定前に購入された物は補助対象外です。

提出前の確認項目(確認後✓し、提出してください)

- ☒ 団体名は届け出の名称です。(☒ 補助金交付申請書 ☒ 添付書類 ☒ 見積書)
- ☒ 自主防災会運営費収支予算書と見積書の金額は合っています。
- ☒ 見積書の物品のカタログ(内容のわかるもの)を添付しました。
- ☒ 修正テープ等の使用はありません。(訂正は二重線の取り消し線です。)
- ☒ 申請後、審査を経て補助金等交付決定通知を受けたのちに事業を実施(補助申請する物品等の購入、支払い)します。

補助金の額は、補助対象経費(自主防災会負担部分)の3分の2です(1,000円未満切捨て)。ただし、上限額は10万円となります。

② 防災資機材等整備計画書

防災資機材等整備計画書

補助金申請時

(宛先) 西尾市長

届出者 団体名 **西尾中部** 自主防災会 (**〇〇〇** 小校区)

整備目的と 整備効果 (必要な理由)	火災時の初期消火に備えて消火器を整備する。			
	パソコンなどの情報収集機器の電源確保のため、ガス発電機を整備する。			
	水道が使えなくなった時に備えて、保存水と簡易トイレを備蓄する。			
整備場所 (配置場所)	自主防災会防災器具庫内 (西尾市〇〇〇町△△△番地)			
整備時期	今年度 〇 月 までに整備の予定 (事業実施後 30 日以内に実績報告します)			
防災資機材	整備品No.	補助対象整備品		
	① 防災器具庫	新設、移設に係る費用、防災器具庫内の棚		
	② 消火用具	消火器、消火器収納箱、可搬ポンプ、ハケツ、ボリタンク、防火衣		
	③ 避難救助用具	ヘルメット、ロープ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、担架、車いす、リヤカー、一輪車		
	④ 照明用具	投光器、懐中電灯、ランタン		
	⑤ 情報関係機器	無線機 (特定小電力無線)、ラジオ、拡声器		
備蓄品	⑥ 炊飯用具	はそり、かまど、ガスコンロ、カセットガスコンロ		
	⑦ 衛生用品	備蓄仕様の長期間保存可能なもの 簡易トイレ、備蓄用紙おむつ、備蓄用生理用品、救急医療用セット		
	⑧ 備蓄品	保存食・保存水 (保存期間 5 年以上のもの、ただし乳児用ミルクは可)		
整備品No.	見積書またはカタログより転記します			整備内容 (〇で囲む)
	品名	規格・型式	数量 (個数)	
	⑧ 保存水	5 年、500ml	360	新規・追加・修理・入替
	⑦ 携帯トイレセット	凝固剤 20、処理袋 10	80	新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
				新規・追加・修理・入替
	備考			

提出前の確認項目(確認後☑し、提出してください)

- ☒ 見積書 (販売元発行) とカタログ (内容の分かるもの) の写しを添付します。
☐ 防災倉庫の設置は、土地所有者の承諾書等の写しを添付します。

業者から徴収した見積書に基づき、必要事項を記入してください。

補助金計算方法 (例)

120,900 円の発電機を購入する場合	120,900 円×2/3=80,600円 補助金額…80,000 円 (1,000 円未満切捨て)
300,000 円の防災倉庫を購入する場合	300,000 円×2/3=200,000 円 補助金額…100,000 円 (上限額 10 万円)

③ 自主防災会運営費収支予算書

補助金申請時

自主防災会運営費 収支予算書 実施事業、該当箇所には☑してください。

☐ 防災訓練事業 (☐ 1回目・☐ 2回目・☐ 津波避難訓練) 申請時点での金額を調べて記入

- ①訓練使用品 ②お茶代(水分補給用) ③事務用品 ④印刷費
⑤材料費(炊出し訓練メニューに応じた購入品名を記載) ⑥防災啓発品

☒ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 見積書添付

- ①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具
⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業 申請時点での金額を調べて記入

- ①訓練使用品 ②お茶代(水分補給用) ③事務用品 ④印刷費
⑤材料費(炊出し訓練メニューに応じた購入品名を記載) ⑥防災啓発品

支出の部 ※交付決定のため、購入品名の記載は必要です

※金額は見積書のとおりの記入可(消費税別、消費税込の混同表記も可)

補助対象項目 項目ごとに記入	金額(円)		適用(補助対象品名) 品名を記入
	消費税別	消費税込	
⑦衛生用品	70,000		簡易トイレセット
⑧備蓄品		54,000	保存水5年
消費税	(8%)		
	(10%)	7,000	
小計	77,000	54,000	
合計(★)		131,000	

収入の部

金額(円)	☒ 自主防災会支出金	市補助金(交付申請額) 千円未満は切捨て	合計(★) 支出の部合計と同額
	☐ 校区連絡協議会支出金		
	44,000	87,000	131,000

団体名 西尾中部 自主防災会 (000 小校区)
校区自主防災会連絡協議会

チェック

- ☐ ①市補助金は千円単位ですか？また、交付申請額と同額ですか？
☐ ②支出の部の項目がすべて補助金対象経費ですか？
☐ ③収入の部と支出の部の計が同額ですか？
☐ ④修正テープ等は使用せず、二重線で訂正していますか？

④ カタログの写し（購入物品の内容のわかるもの）

カタログの添付ができない場合は、品名、型番、金額のわかるもの

⑤ 見積書の写し

インターネットで購入する場合、販売元に見積書の発行を依頼して下さい。
自主防災会が行う防災資機材等整備事業であるため、見積書の宛名は、自主防災会名です。

補助金等交付決定通知書

・書類受付後、審査を行い、適正な申請と認められた場合は、「補助金等交付決定通知書」を後日郵送します。
届きましたら大切に保管し、防災資機材の整備に着手してください。

補助金等交付決定通知書の日付が交付決定日です。
各事業の開始日は交付決定日以降です。（事業開始日）

ステージ③ 補助金の変更申請をおこなう（申請内容が変更になる場合のみ）

購入額の増減や品目変更など申請時の内容に変更が生じる場合は、**事前に危機管理課へ相談**し変更の手続きをしてください。

■提出書類

- ① 補助事業等計画変更届
- ② 自主防災会運営費収支変更予算書
（以下、購入物品を変更した場合は提出してください。）
- ③ カタログの写し（購入物品の内容のわかるもの）
- ④ 見積書の写し（自主防災会宛の記載があるもの）

① 補助事業等計画変更届

様式第3号（第8条関係）

変更申請時

補助事業等計画変更届

令和〇年〇月〇日

(あて先) 西尾市長

〒44*—****

申請者 (代表者)住所 西尾市 〇〇町△△▽番地

団 体 名 西尾中部 自主防災会(〇〇〇 小校区)

校区自主防災会連絡協議会

代表者氏名 会長 西尾 太郎

電 話 番 号 ###—####—####

令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 〇 西危第 ## 号で補助金等の交付決定を受けた
令和 〇 年度西尾市自主防災会運営費補助金を次のとおり計画変更したいので、西尾市補助
金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画
補助金額	87,000円	100,000円

2 計画変更の理由

使用期限の過ぎていた消火器10本を追加購入したため

添付書類

☒ 収支変更予算書（見積書等変更の根拠となる書類）

※当初計画(交付決定済)に無く、変更交付決定前に購入した物は補助対象外です。

提出前の確認項目(確認後☒し、提出してください)

☒ 補助事業等計画変更届は、補助事業の完了前（実績報告前）の提出です

② 自主防災会運営費収支変更予算書

変更申請時

自主防災会運営費 収支変更予算書 実施事業、該当箇所に☑してください。

☐ 防災訓練事業 (☐ 1回目・☐ 2回目・☐ 津波避難訓練) 申請時点での金額を調べて記入

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

☒ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 見積書等(金額の分かるもの)添付

①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具 ⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業 申請時点での金額を調べて記入

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

支出の部 ※補助事業等計画の変更は内容がわかるように記入します

補助対象項目 当初計画の順に記入		金額(円) ※金額は見積書のとおりの記入可			適用(補助対象品名)
		当初計画	変更計画	増減	
⑦衛生用品		70,000	70,000	0	簡易トイレセット
⑧備蓄品		54,000	54,000	0	保存水5年
②消火用具		0	19,500	19,500	消火器3本追加
消費税	(8%)				
	(10%)	7,000	8,950	1,950	
合 計 (★) 収入の部合計と同額		131,000	152,450	21,450	

収入の部

区分	当初計画(円)	変更計画(円)	増減(円)	適用
☒ 自主防災会支出金	44,000	52,450	8,450	
☐ 校区連絡協議会支出金				
市補助金 千円未満は切捨て	87,000	100,000	13,000	
合 計 (★) 支出の部合計と同額	131,000	152,450	21,450	

団体名 西尾中部 自主防災会 (000 小校区)
校区自主防災会連絡協議会

ステージ④ 防災資機材等を整備（購入）する

防災資機材等を購入します。

保管・管理者がわかるように、**防災資機材等**へ自主防災会名を**明記**します。

整備したものの個数、保存期限等内容がわかるように**写真**を撮ります。

すぐに使える場所へ配置し、有効に活用しましょう。

ステージ⑤ 実績報告をおこなう

補助金実績報告は、最終領収日から **30 日以内（期限厳守）**におこなってください。

提出先は**危機管理課窓口**です。

書類審査の関係上、郵送や支所での受付けはできません。

■提出書類

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 自主防災会運営費収支精算書
- ③ 請求書（内訳書）の写し
- ④ 領収書の写し（自主防災会宛の記載があるもの）
- ⑤ 資機材等の写真（購入物品と購入数がわかるもの）
- ⑥ 補助金等交付請求書

■連絡事項

記入事項の**訂正**は、**二重線**でしてください。

押印（訂正印）は不要です。

修正テープ等の使用がある書類は**受け付け**ることが**できません**。

① 補助事業等実績報告書

様式第5号（第9条関係）

実績報告時

補助事業等実績報告書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

（宛先）西尾市長

補助事業者等（代表者）住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地

団 体 名 西尾中部 自主防災会（ 〇〇〇 小校区）

校区自主防災会連絡協議会

代表者氏名 会長 西尾 太郎

電 話 番 号 ### - #### - ####

令和 〇年 〇月 〇日 付け 〇 西危第 ## 号で補助金等の交付決定を受けた令和 〇年度自主防災会運営事業が完了したので、西尾市補助金等交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実 施 場 所 西尾市〇〇町▽▽（〇〇町公民館地内）

実 施 期 間 着手 令和 〇年 〇月 〇日 完了 令和 〇年 △月 ▽日
（着手：補助金等交付決定通知書の日付）（完了：防災訓練実施日または領収書の日付）

事 業 の 名 称
※実施事業に✓してく
ださい。

☐ 防災訓練事業（ ☐ 1回目 ・ ☐ 2回目 ）
☐ 防災訓練事業（津波避難訓練）
☒ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業
☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業

事業等の実績と成果 防災訓練参加人数 _____人

消火器の整備で初期消火活動に備えることができました。

災害時の緊急避難時用に保存水と保存食を備蓄することができました。

添 付 書 類

1 収支精算書
2 請求書（内訳書）及び領収書の写し
3 ☐ 各訓練項目の写真（防災訓練事業）
☒ 購入物品全ての写真（防災用品の備蓄及び資機材整備事業）
4 補助金等交付請求書

補助事業等実績報告書の補助金交付決定番号等は、「補助金交付決定通知書」に記載されている番号等を記入してください。

② 自主防災会運営費収支精算書

実績報告時

自主防災会運営費 収支精算書 実施事業、該当箇所に☑してください。

☐ 防災訓練事業 (☐ 1回目・☐ 2回目・☐ 津波避難訓練)

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

☒ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業

①防災器具庫 ②消火用具 ③避難救助用具 ④照明用具 ⑤情報関係機器 ⑥炊飯用具 ⑦衛生用品 ⑧備蓄品

☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業

①訓練使用品 ②お茶代 ③事務用品 ④印刷費 ⑤材料費 ⑥防災啓発品

支出の部

※交付決定のため、購入品名の記載は必要です

補助対象項目 項目ごとに合計金額で記入		金額 (円)		適用 (補助対象品名) 品名を記入
		消費税別	消費税込	
⑦衛生用品		70,000		簡易トイレセット
⑧備蓄品			54,000	保存水 5 年
②消火用具		19,500		消火器 3 本追加
消費税	(8%)			
	(10%)	8,950		
小 計		98,450	54,000	
合 計 (★)			152,450	
収入の部合計と同額				

収入の部

	☒ 自主防災会支出金	市補助金 (交付請求額)	合 計 (★)
	☐ 校区連絡協議会支出金	千円未満は切捨て	支出の部合計と同額
金額 (円)	52,450	100,000	152,450

団体名 西尾中部 自主防災会 (000 小校区)
 校区自主防災会連絡協議会

「自主防災会運営費収支予算書」や「同収支変更申請書」を基に、領収書を確認しながら実績値を記入してください。

③ 請求書（内訳書）

- ・領収書に内訳が全て記載されている場合のみ、請求書（内訳書）は不要です。
- ・領収書の宛名は自主防災会名です。

④ 領収書の写し

- ・領収書の宛名は自主防災会名です。
補助の対象となるのは、自主防災会が行う防災資機材等整備事業の経費に対してです。
宛名のある領収書を提出してください。（セルフレジ等での発行時お気を付けください。）
- ・補助対象経費のみの領収書を提出してください。
- ・購入の際は補助金等交付決定を受けたもの（収支予算書にあるもの）のみで会計してください。（補助対象経費ではないものと分けて会計をしてください。）

⑤ 資機材等の写真

購入した全資機材の数がわかるように漏れなく撮ったもの。

- 防災器具庫は、
- ・ 正面
 - ・ 側面
 - ・ 背面などと
 - ・ 設置箇所がわかる写真を提出してください。

なお、写真はプリンターで印刷したもので結構です。

⑥ 補助金等交付請求書

様式第6号（第10条関係）

実績報告時

補 助 金 等 交 付 請 求 書	
令和 〇年 〇月 〇日	
(宛先) 西尾市長	
補助事業者等	(代表者)住所 西尾市 〇〇町△△▽▽番地
団 体 名	西尾中部 自主防災会 (〇〇〇 小校区)
	校区自主防災会連絡協議会
代表者氏名	会長 西尾 太郎
電 話 番 号	### - ### - ###
西尾市補助金等交付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。	
記	
請 求 額	金 ###, 000円
事業等の名称 ※実施事業に✓ してください。	☐ 防災訓練事業 (☐ 1回目 ・ ☐ 2回目) ☐ 防災訓練事業 (津波避難訓練) ☒ 防災用品の備蓄及び資機材整備事業 ☐ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練事業
交付決定通知	令和 〇年 〇月 〇日 〇 西 危 第 ## 号
交付決定額	金 ###, 000円 (補助金等(変更)交付決定通知書 (変更)交付決定額)
受 領 済 額	金 0円
備 考	本事業における西尾市自主防災会運営費補助金の交付について、補助金振込先にお振込みください。 補助事業者等と補助金振込先の口座名義が異なる場合、口座名義のものを代理人として、西尾市自主防災会運営費補助金の受領の権限を委任します。 補助金振込先 〇〇 銀行・農協・信金 〇〇〇 本・支 店 普通 ・ 当座 口座番号 No. 0 1 2 3 4 1 0 フリガナ マ ル マ ル ジ シ ュ ボ ウ サ カ イ カ イ チ ヨ ウ 口座名義 〇〇自主防災会 会長

- ・ 補助金振込口座の確認のため、通帳の写し(コピー)を提出してください。
- ・ 提出書類の審査後、適正であると確認できた場合に補助金を指定口座へ振込みます。
- ・ 書類提出後約1ヶ月後が目安です。入金確認するまでは通帳の名義変更はお控えください(口座名義に相違などがあり入金が遅れる場合があります)。

ステージ⑥ 防災訓練等で活用する

購入後の防災資機材等は防災訓練で活用するなどして、災害に備えましょう。

■その他事項

- ・ **申請書類**は西尾市ホームページ（<http://www.city.nishio.ichi.jp/>）から**ダウンロード**することができます。

トップページ→「暮らし・手続きトップ」→「防災・災害」→「自主防災会」→「防災関連各種申請書」→「申請書」

- ・ 自主防災会の**防災資機材等補助制度**に関する書類（**事業実施前**に提出）
- ・ 自主防災会運営費補助金に関する書類（補助金額に**変更が生じた**際に提出）
- ・ 自主防災会運営費補助金に関する書類（**事業実施後**に提出）



■ 校区自主防災会連絡協議会防災訓練について

大災害が発生すると、長期間に渡る厳しい避難所生活を強いられる可能性があります。そのような時には自主防災会の枠を超えて校区や避難所単位での連携した防災活動が必要です。

校区自主防災会連絡協議会とは、各自主防災会が小学校区単位で連携し、災害時に避難所の設置・運営、市災害対策本部との連絡・調整などを中長期的に継続することを役割として組織されます。

南海トラフ地震といった大災害の発生が危惧されている今、校区単位での防災活動を各自主防災会との活動と併せて積極的に実施していくことが重要です。

校区自主防災会連絡協議会が校区単位で実施する防災訓練に係る費用(連絡協議会負担分)に対して2分の1(最大20万円の上限あり)を支援しています。この補助金を活用して、より大規模で実践的な訓練を実施することが可能です。

なお、この補助金につきましては、令和元年度より2分の1補助(最大20万円の上限あり)に変更しておりますのでご承知ください。

防災訓練実施の流れ

① 防災訓練の企画・立案

校区自主防災会を構成する自主防災会で会議を設け、訓練内容を計画してください。

なお、**避難所の設置および運営訓練を校区自主防災会連絡協議会防災訓練の中核として位置づけ**て実施してください。防災訓練の初期段階の計画の打ち合わせには市職員(危機管理課職員または避難所配置職員)も同席させていただきますので、日時等をご連絡ください。

また、訓練当日にも市職員が参加します。

なお、避難所の運営は、それぞれの地域の避難者が主体的に行うことが求められています。災害が起きてから何をするかを考えるのではなく、事前に各自の役割を把握するとともに、避難所運営のルールづくりをおこなうことが大切です。

避難所設置・運営訓練の一例

— 災害時の避難所生活を想定して —

- ・避難者の受付、名簿の作成
- ・情報の収集、伝達訓練
- ・簡易トイレ設置訓練
- ・居住スペース割当訓練
- ・非常発電機の操作訓練
- ・非常食、飲料水確保訓練
- ・生活物資運搬訓練

など



災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、次のような運営班を事前に決めておきましょう。



- 総務班…避難所全体の事務および市職員、施設管理者との連絡調整
- 名簿班…避難者名簿の作成・管理
- 食料班…食料の調達・支給
- 物資班…生活物資の運搬・仕分け・支給
- 救護班…負傷者の対応、高齢者・障害者の支援
- 衛生班…トイレやごみステーションの設置など衛生環境の管理
- 広報班…避難者の呼び出し、避難者に係る情報の管理・提供

■連絡事項

- ・各自主防災会役員のみ参加の訓練形式は避け、民生委員、学校、PTA、子ども会などと連携を図り、多くの参加者が集まるよう呼びかけてください。
- ・各自主防災会と同一内容の訓練に終始することなく、連絡協議会として独自の訓練を取り入れてください。
- ・令和3年度に一般社団法人愛知県食品衛生協会西尾支部と災害時における食品衛生確保の協力に関する協定を締結したため、炊出し等訓練を行う際は、西尾支部の会員に訓練の参加をご依頼ください。
- ・地震体験車（なます号）の派遣は、平日に実施の校区による防災訓練のみとします。希望のある場合は、訓練日が確定次第、速やかに危機管理課防災担当へご連絡ください。
 ※令和7年 4月から令和7年9月まで 申し込みは終了しました。
 令和7年 10月から令和8年3月まで 申込受付：令和7年7月中旬まで
 令和8年 4月から令和8年9月まで 申込受付：令和8年1月中旬まで
 なます号の派遣可否については、後日ご連絡します。

② 補助金の申請を行う（事前申請が必要です）

訓練計画が確定次第、できるだけ速やかに下記書類を提出してください。
 危機管理課窓口へご提出ください。

申請書や記入例は19～36頁を参照してください。

- | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------------|
| ① 補助金等交付申請書 | ② 防災訓練実施計画書 | ③ 自主防災会運営費収支予算書 |
| ④（物品）借用願（資機材を借りる場合） | ⑤ 防災訓練等指導申込書（消防団等の派遣を依頼する場合） | |

③ 防災訓練を実施する

できるだけ多くの住民の参加を呼びかけ、各団体と連携した実践的な訓練を実施してください。

④ 防災訓練事業実績報告をおこなう

防災訓練実施後、30日以内に危機管理課窓口へ下記書類を提出してください。

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| ① 補助事業等実績報告書 | ② 自主防災会運営費収支精算書 | ③ 請求書（内訳書）の写し |
| ④ 領収書の写し | ⑤ 各訓練項目の写真 | ⑥ 補助金等交付請求書 |

⑤ 関係機関との連携を強化して災害に備える

— 関係機関との連携によるメリット —

- 人材が増え、また保有資機材等も豊富になる。
- 活動の範囲が広がり、広域的に事業を実施することができる。
- 活動の種類やメニューが増え、活発活動を継続して実施することが可能になる。
- 様々な機会を通じた地域住民へのPRが可能となる。



■ コミュニティ助成事業の募集について

一般財団法人自治総合センター（以下、自治センター）では、宝くじの社会貢献広報事業として、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）に助成を行っています。
※毎年必ず実施されるものではありません。昨年度の募集内容は下記のとおりです。

・ 対象団体

自主防災会又は校区自主防災会連絡協議会

・ 対象事業

防災活動に直接必要な設備等の整備に要する費用（例：発電機、テント等の備品の購入）

※次年度に整備する資機材を、本年度に申請していただきます。

※消耗品は対象外です。

・ 助成金額

30 万円から 200 万円（10 万円単位）

・ 選考方法

西尾市が一次選考（書類審査）を実施し、自治センターに推薦します。その後、自治センターが助成団体を最終決定します。

・ 提出書類

- ① コミュニティ助成事業申込書
- ② 助成金額の積算根拠書類（見積書）
- ③ 購入する備品のカタログ（コピー可）
- ④ 事業実施主体の規約
- ⑤ 事業実施主体の令和7年度事業計画及び予算書

その他、購入する備品の管理運営規約、備品台帳、土地又は建物が使用できる根拠書類（契約書、承諾書等）、土地登記簿謄本、公図などが必要となる場合があります。

注意事項

- ・ 整備理由を明確にしておいて下さい。
- ・ 助成が決定した場合には、備品の購入代金を一旦立替えていただく必要があります。
- ・ 本制度で購入した備品には、財団法人自治総合センターが定めるデザインを標示する必要があります。

ー 本年度（令和8年度整備事業）の応募について ー

現時点では、自治センターから本年度の募集についての要領が示されておりませんが、例年、募集要領が確定してから短期間のうちに書類を提出する必要があるため、十分な準備ができないという問題がありました。そのため、事前応募制を採用させていただいておりますので、応募を予定している団体は下記事前応募期日までに危機管理課窓口にお越しいただき、その旨をお知らせください。詳細についての説明と事前提出書類をお渡しいたします。

事前応募期日 令和7年8月1日(金) （事前提出書類の提出期日 令和7年8月29日(金)）

参考資料

■ 防災訓練におけるケガや事故に係る補償制度について

西尾市では自主防災会の皆様が公益性のある活動を安心して行っていただくことを目的として、下記の補償制度に加入しています。

訓練参加中の事故により負傷した時は、「西尾市市民活動総合補償制度」または、財団法人日本消防協会が運営している「防火防災訓練災害補償等共済制度」による補償対象となる場合がありますので、危機管理課まで速やかにご連絡ください。

・ 西尾市市民活動総合補償制度について

補償の種類および限度額

身体賠償	1 事故 5 億円、1 名につき 1 億円
対物賠償	500 万円
死亡補償金	300 万円
後遺障害補償金	障害の程度により 9 万～300 万円
入院療養補償	2,000 円×入院日数（180 日限度）
通院療養補償	1,000 円×通院日数（90 日限度）

・ 防火防災訓練災害補償等共済制度について

補償の種類および限度額

損害賠償死亡一時金	5,000 万円
損害賠償障害一時金	障害の程度により 500 万～5,000 万円
災害補償死亡一時金	700 万円
災害補償後遺障害一時金	障害の程度により 70 万～700 万円
入院療養補償	3,500 円×入院日数（90 日限度）
通院療養補償	2,500 円×通院日数（90 日限度）
休業補償	3,000 円×休業日数（90 日限度）



特定小電力無線トランシーバーについて

西尾市では、平成28年度に校区内の自主防災会同士の連絡や、西尾市災害対策本部との災害時の通信手段として、特定小電力無線を活用した通信設備を整備しました。小学校の屋上等に特定小電力無線中継器を設置し、広域的な通信の確保が可能となりましたのでご活用ください。

○特定小電力無線とは？

- ・免許や資格・登録なしで利用できる低出力タイプの無線のことです。
- ・通常、トランシーバー同士で通信を行いますが、中継器を設置することで、広域的な通信の確保が可能となります。（参考：トランシーバー同士の場合→約300m 中継器を使用した場合→約3km）

○特定小電力無線トランシーバー

- ・市内全自主防災会及び市内全小学校に2台ずつ整備しました。
- ・管理については、各自主防災会でお願いします。※故障対応等は市で行いません。
- ・操作方法については別紙「特定小電力無線トランシーバー 操作方法」を参照してください。

○特定小電力無線トランシーバー中継器

- ・市内小学校をはじめ、全31カ所に設置されています。
- ・中継器はソーラーパネルとエネループ（電池）により、電源を確保しているため、停電時、夜間等でも使用可能です。
- ・管理については、市で行います。※不具合等ありましたらご連絡ください。
- ・設置先については別紙「特定小電力無線トランシーバー チャンネル一覧表」を参照してください。

○活用方法

- ・災害時には、校区単位でチャンネルを共有し、安否確認や避難所運営等で活用してください。
- ・活用方法は様々ですので、地域で話し合い、有効活用してください。
- ・災害時に有効活用できるよう、普段から地域の防災訓練やイベント等でも使用してください。

＜裏面につづく＞

○注意事項

- ・ 中継器は校区内のすべてのエリアをカバーしていません。中継器を使用した通信を行う際は、中継器の方向へアンテナを向け、できるだけ見晴らしの良いところで通信を行ってください。

※平常時から活用し、受信可能エリアを確認しておくことをお勧めします。

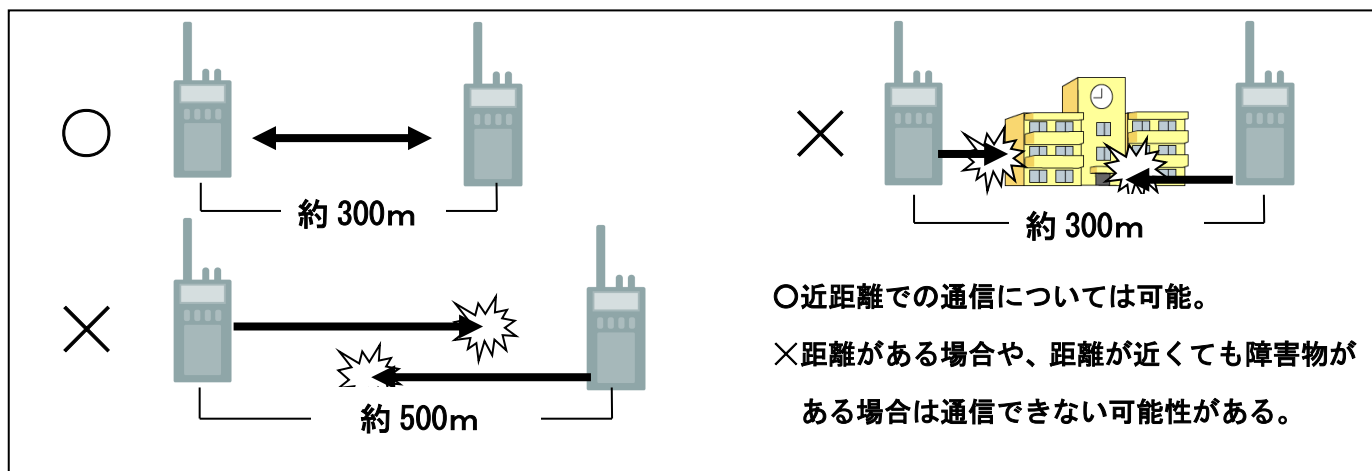
- ・ 中継器は誰でも使用できるため、平常時は他の自主防災会等が使用している可能性があります。校区でルール作りをする、電波が届く他のチャンネルを使用するなど臨機応変に対応してください。

○その他

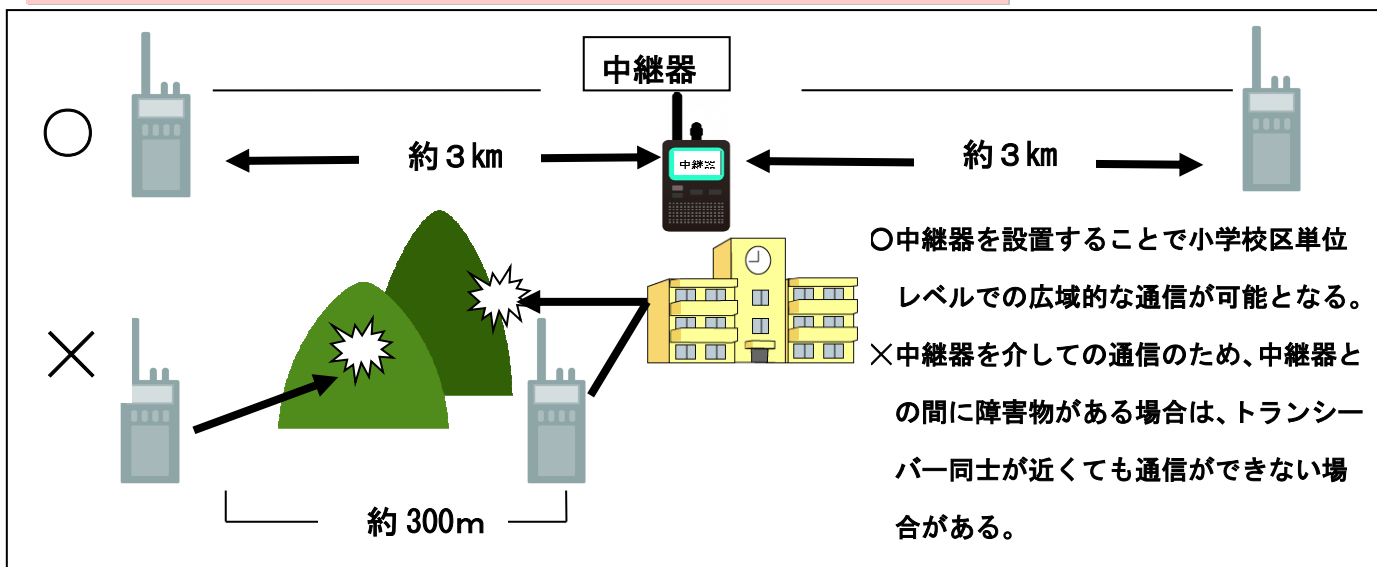
- ・ 中継モード付きのトランシーバーであれば、他機種でも中継器の使用が可能です。特定小電力無線を既に所有している団体は、別紙「チャンネル互換表（中継モード）」にて確認ください。

イメージ図

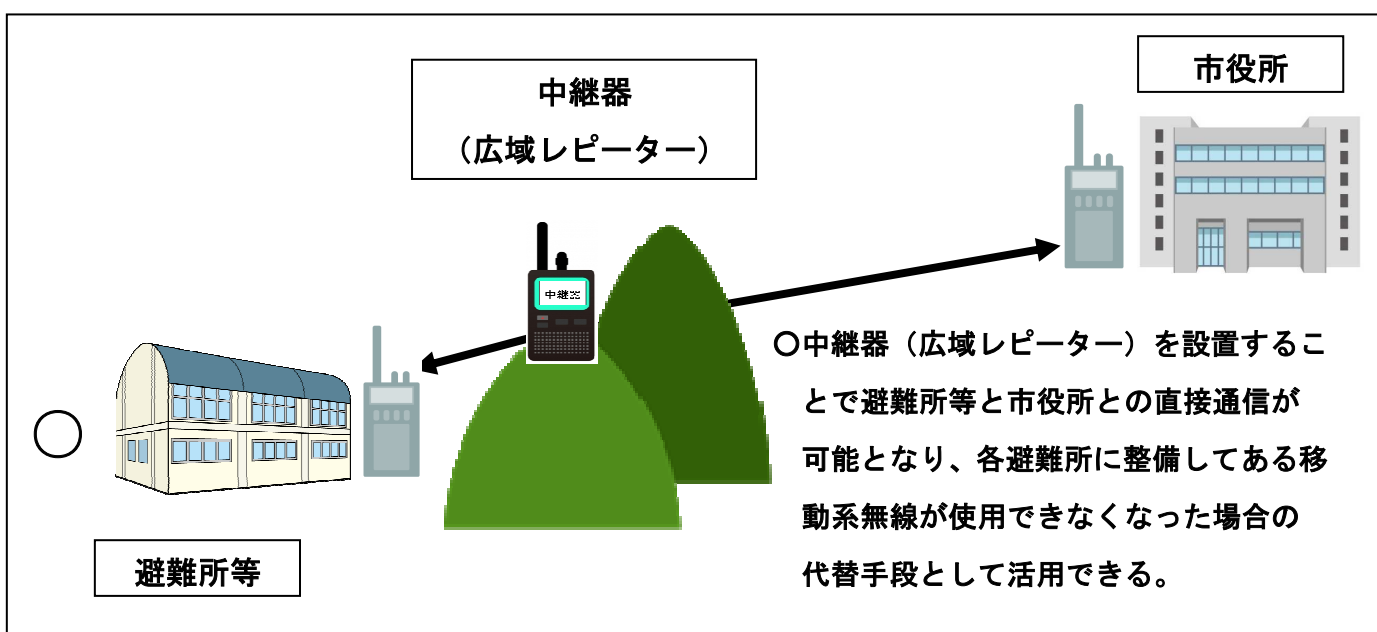
①通常のトランシーバー同士の通信の場合



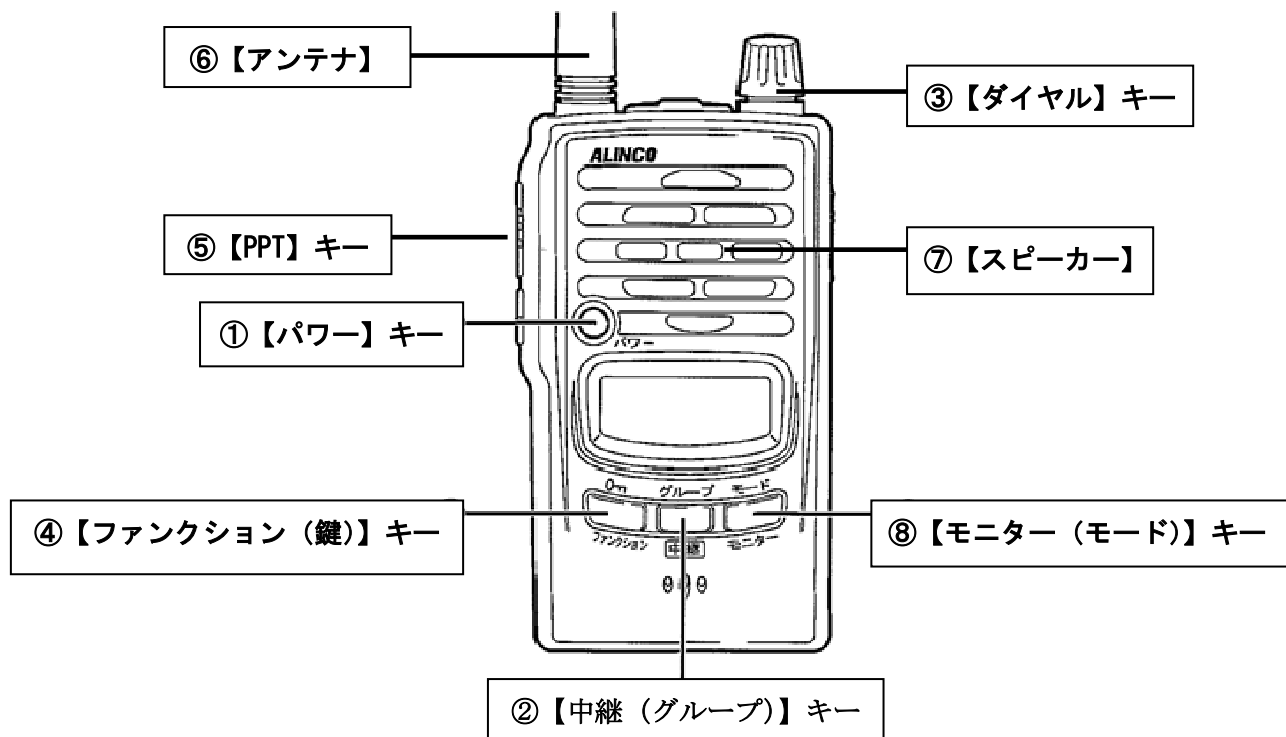
②中継器を活用した場合 ※小学校の屋上等に設置



③中継器（広域レピーター）を活用した場合 ※小高い山等に設置



特定小電力無線トランシーバー 操作方法



1 電源のON / OFF

①【パワー】キーを約2秒間押す。

2 設定方法 (中継通信モード)

- 1 ②【中継】キーを押す。
※画面下に「中継 子機」と表示されます。
- 2 ③【ダイヤル】キーを回し、中継器と同じチャンネルに合わせる。
※チャンネルは裏面「チャンネル一覧表」参照
例: 西尾小学校を設定したい場合
→B18にダイヤルを合わせてください。
- 3 ④【ファンクション】キーを押す。
※Fが点灯します。
- 4 F点灯中に②【グループ】キーを押す。
※グループ番号が点灯します。
- 5 ③【ダイヤル】キーを2回押す。
※グループ番号が点滅します。
- 6 ③【ダイヤル】キーを回し、グループ番号を08に合わせる。
- 7 ⑤【PPT】キーを押し設定完了。
※グループ番号が点滅から点灯に変わります。
参考: ④【鍵】キーを約2秒間押すとキーロックができます。※鍵マークが表示されます。

3 通信方法

○送信方法

- 1 設定した中継器の設置してある方向へ
⑥【アンテナ】を向ける。
※設置先は裏面「チャンネル一覧表」参照
- 2 ⑤【PPT】キーを押しながら⑦【スピーカー】に向かって話す。
※⑤【PPT】キーを離すと受信状態になります。
参考: 相手の声が聞きづらい場合は⑧【モニター】キーを押してみてください。

○受信確認方法

- 1 設定した中継器の設置してある方向へ
⑥【アンテナ】を向ける。
- 2 ⑤【PPT】キーを約2秒間押す。
※画面に一瞬「受信」と表示されれば中継器を使用した送受信が可能な状態です。

4 その他 (音量の設定方法)

- 1 ③【ダイヤル】キーを1回押す。
※画面に音量レベル (0~30) が表示されます。
- 2 ③【ダイヤル】キーを回し音量を調整する。
- 3 ⑤【PPT】キーを押し、設定完了。

※市内全自主防災会及び市内全小学校に2台ずつ整備しています。

特定小電力無線トランシーバー中継器 チャンネル一覧表

グループ番号:08(全チャンネル)

No	CH	設置先	No	CH	設置先	No	CH	設置先
1	B18	西尾小学校	12	B27	福地南部小学校	23	L18	荻原小学校
2	B17	アクティにしお	13	B15	福地北部小学校	24	B23	吉田小学校
3	B28	花ノ木小学校	14	B29	室場小学校	25	L16	白浜小学校
4	L17	ハツ面小学校	15	L16	三和小学校	26	B14	幡豆小学校
5	B26	鶴城小学校	16	L14	一色中部小学校	27	B24	東幡豆小学校
6	B16	西野町小学校	17	B25	一色東部小学校	28	L10	★吉良町宮迫
7	L18	米津小学校	18	B22	一色西部小学校	29	L12	★吉良町友国
8	B19	中畑小学校	19	B17	一色南部小学校	30	L11	★三ヶ根山頂
9	B23	平坂小学校	20	B13	佐久島海釣りセンター	31	L13	★ハツ面山頂
10	B14	矢田小学校	21	B16	横須賀小学校			
11	B21	寺津小学校	22	L14	津平小学校			

チャンネル互換表(中継モード)

グループ番号:08(全機種)

	周波数(MHz)		モトローラ	スタンダード FTH/PKシリー ズ/八重洲無線	スタンダード HXシリーズ	アイコム	KENWOOD UBZシリーズ	アルインコ
中継 18ch	440.0250	421.5750	21	12	中継01	中継01	1	b12
	440.0375	421.5875	22	13	中継02	中継02	2	b13
	440.0500	421.6000	23	14	中継03	中継03	3	b14
	440.0625	421.6125	24	15	中継04	中継04	4	b15
	440.0750	421.6250	25	16	中継05	中継05	5	b16
	440.0875	421.6375	26	17	中継06	中継06	6	b17
	440.1000	421.6500	27	18	中継07	中継07	7	b18
	440.1125	421.6625	28	19	中継08	中継08	8	b19
	440.1250	421.6750	29	20	中継09	中継09	9	b20
	440.1375	421.6875	30	21	中継10	中継10	10	b21
	440.1500	421.7000	31	22	中継11	中継11	11	b22
	440.1625	421.7125	32	23	中継12	中継12	12	b23
	440.1750	421.7250	33	24	中継13	中継13	13	b24
	440.1875	421.7375	34	25	中継14	中継14	14	b25
	440.2000	421.7500	35	26	中継15	中継15	15	b26
	440.2125	421.7625	36	27	中継16	中継16	16	b27
	440.2250	421.7750	37	28	中継17	中継17	17	b28
	440.2375	421.7875	38	29	中継18	中継18	18	b29
中継 9ch	440.2625	421.8125	39	10	中継1	中継19	CHh1	L10
	440.2750	421.8250	40	11	中継2	中継20	CHh2	L11
	440.2875	421.8375	41	12	中継3	中継21	CHh3	L12
	440.3000	421.8500	42	13	中継4	中継22	CHh4	L13
	440.3125	421.8625	43	14	中継5	中継23	CHh5	L14
	440.3250	421.8750	44	15	中継6	中継24	CHh6	L15
	440.3375	421.8875	45	16	中継7	中継25	CHh7	L16
	440.3500	421.9000	46	17	中継8	中継26	CHh8	L17
	440.3625	421.9125	47	18	中継9	中継27	CHh9	L18

－ 自主防災活動に関するお問い合わせ先 －

西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当



電 話 0563-65-2137・2138（ダイヤルイン）

F A X 0563-53-7512

メール bousai@city.nishio.lg.jp

防災訓練のご相談などお気軽にご連絡ください